

令和7年度 埼玉県東部地域 県・市町村

不動産共同公売広報

公 売 日：令和7年10月21日（火）

公売会場：埼玉県春日部地方庁舎

3階 大会議室

< 幹事県税事務所 >

〒343-8503

埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号

埼玉県越谷県税事務所

納税・個人県民税対策担当

電 話 048-962-2192

目 次

公売の日時及び場所等	1
公売財産一覧表	2
お問い合わせ・陳述書の事前受付提出先	3
公売財産明細書	4
入札される方へ	1 0 6
公売参加の方法	1 0 8
公売日の入札手順	1 1 3
入札書（記載例）	1 1 4
委任状（参考様式）	1 1 6
陳述書（参考様式）	1 1 8

公売の日時及び場所等

開 場	: 令和7年10月21日(火) 12時30分
受付の日時	: 令和7年10月21日(火) 12時30分～13時30分
入札の日時	: 令和7年10月21日(火) 13時30分～14時00分 ※1
開札の日時	: 令和7年10月21日(火) 14時01分
売却決定の日時	: 令和7年11月11日(火) 10時00分 ※2
代金納付期限	: 令和7年11月11日(火) 14時00分 ※2
公売会場	: 埼玉県春日部市大沼1丁目76番地 埼玉県春日部地方庁舎 3階 大会議室
売却決定及び 代金納付場所	: 各財産の公売を担当する市役所

- ※1 公売当日は、12時45分から公売会場にて入札の説明を行います。
- ※2 売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び代金納付期限が変更されます。

公売会場の御案内

【お願い】

お越しの際は、できるだけ公共交通機関を御利用ください。

東武スカイツリーライン（東武伊勢崎線）・東武アーバンパークライン（東武野田線）
春日部駅から徒歩20分（又は 西口から朝日バス「地方庁舎前」下車）



令和7年度 公売財産一覧表

売却区分 番 号	見積価格 公売保証金	財産種別	財産所在地	その他	詳細頁
東 - 1	5,180,000 円 520,000 円	土地(宅地) 建物(居宅・物置)	加須市中渡字前側160-1	混在財産	
東 - 2	1,110,000 円 120,000 円	土地(農地)	春日部市上吉妻字大湖443 他	非課税財産	
東 - 3	欠番				
東 - 4	6,160,000 円 620,000 円	土地(宅地) 建物(居宅)	春日部市薄谷字久佛30-7 他	混在財産	
東 - 5	1,980,000 円 200,000 円	土地(宅地・公衆用道 路) 建物(居宅)	春日部市東中野字房田 1329-42 他	混在財産	
東 - 6	780,000 円 80,000 円	土地(宅地)	秋田県湯沢市愛宕町3-98-9	非課税財産	
東 - 7	12,100,000 円 1,210,000 円	土地(宅地) 建物(居宅)	草加市長栄2-5-6	混在財産	
東 - 8	7,720,000 円 780,000 円	区分所有建物 (居宅)	草加市瀬崎5-1192-3 他	混在財産	
東 - 9	15,130,000 円 1,520,000 円	土地(宅地) 建物(居宅)	草加市青柳7-1828-13 他	混在財産	
東 - 10	欠番				
東 - 11	7,330,000 円 740,000 円	土地(宅地) 建物(居宅)	草加市遊馬町字新田北通 658-5	混在財産	
東 - 12	8,790,000 円 880,000 円	区分所有建物 (居宅)	越谷市大字下間久里字鯛之島 1148-1 他	混在財産	
東 - 13	3,580,000 円 360,000 円	土地(宅地) 建物(居宅)	越谷市大字北川崎字堰戸 482-3	混在財産	
東 - 14	11,280,000 円 1,130,000 円	土地(宅地) 建物(居宅)	越谷市弥栄町3-52-92	混在財産	
東 - 15	8,190,000 円 820,000 円	区分所有建物 (居宅)	越谷市大字下間久里字鯛之島 1135-1 他	混在財産	
東 - 16	16,890,000 円 1,690,000 円	区分所有建物 (居宅)	越谷市千間台西2-2-1	混在財産	
東 - 17	25,630,000 円 2,570,000 円	区分所有建物 (居宅)	越谷市蒲生寿町2647-1	混在財産	
東 - 18	4,110,000 円 420,000 円	土地(雑種地) 建物(店舗・居宅)	越谷市大字小曾川字神前 558-1 他	混在財産	
東 - 19	4,620,000 円 470,000 円	土地(宅地) 建物(居宅)	越谷市大字南荻島字左敷田 590-5	混在財産	
東 - 20	6,600,000 円 660,000 円	土地(宅地) 建物(居宅)	越谷市蒲生4-1174-2	混在財産	
東 - 21	7,013,600 円 710,000 円	土地(宅地)	久喜市南栗橋3-2-10	非課税財産	
東 - 22	3,280,000 円 330,000 円	区分所有建物 (居宅)	八潮市中央1-6-20	混在財産	
東 - 23	14,450,000 円 1,450,000 円	土地(雑種地)	蓮田市藤ノ木1-398	非課税財産	
東 - 24	1,570,000 円 160,000 円	土地(宅地)	蓮田市椿山4-2790-84	非課税財産	
東 - 25	3,910,000 円 400,000 円	土地(宅地)	蓮田市大字上平野字長島谷 1857-2	非課税財産	

お問い合わせ・陳述書の事前受付提出先

公売財産の詳細については、その財産の公売を担当する、次の市役所までお問い合わせください。

売却区分 番号	お問い合わせ・陳述書の事前受付提出先		電話番号
東-1	加須市 収納課	〒347-8501 埼玉県加須市三俣2丁目1番地1	0480-62-1111 (代表)
東-2	春日部市 収納管理課	〒344-8577 埼玉県春日部市中央7丁目2番地1	048-796-8695 (直通)
東-4			
東-5			
東-6			
東-7	草加市 納税課	〒340-8550 埼玉県草加市高砂1丁目1番1号	048-922-3417 (直通)
東-8			
東-9			
東-11			
東-12	越谷市 収納課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号	048-963-9151 (直通)
東-13			
東-14			
東-15			
東-16			
東-17			
東-18			
東-19			
東-20			
東-21	久喜市 収納課	〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85番地3	0480-22-1111 (内線2766)
東-22	八潮市 納税課	〒340-8588 埼玉県八潮市中央1丁目2番地1	048-996-2111 (内線826)
東-23	蓮田市 収納課	〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1	048-768-3111 (内線122)
東-24			
東-25			

公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 ー 1	見 積 価 額	5, 1 8 0, 0 0 0 円
		公売保証金	5 2 0, 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
【土地】			
所 在	加須市中渡字前側		
地 番	1 6 0 番 1		
地 目	宅地		
地 積	5 3 2 . 1 5 平方メートル		
【建物】			
所 在	加須市中渡字前側 1 6 0 番地 1		
家屋番号	1 6 0 番 1		
種 類	居宅		
構 造	木造スレート葺 2 階建		
床 面 積	1 階	1 0 3 . 2 3 平方メートル	
	2 階	4 9 . 6 8 平方メートル	
所 在	加須市中渡字前側 1 6 0 番地 1		
家屋番号	1 6 0 番 1 の 2		
種 類	物置		
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
床 面 積	2 9 . 7 4 平方メートル		

財産の状況

- 1 交通 J R 東北本線「栗橋駅」
北方約 2.7 km（道路距離） 徒歩約 45 分
- 2 都市計画 市街化調整区域
- 3 用途地域 指定なし（建ぺい率 60%、容積率 200%）
- 4 築年月 平成 4 年 7 月
- 5 接道条件 北側幅員約 5.0 m 市道
東側幅員約 5.6 m 市道

6 その他

- （1）上水道あり、下水道なし、都市ガスなし。
- （2）公売財産の面積等は、公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
- （3）加須市は、公売財産の種類または品質に関する不適合があっても契約不適合責任を負いません。
- （4）加須市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者または占有者に対して明渡しを求める場合、不動産内にある動産の処理及び鍵の引渡しなどは、すべて買受人の責任において行うことになります。
- （5）土地の境界については隣接所有者と、接面道路の利用については道路管理者等とそれぞれ協議してください。
- （6）土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
また、廃棄物等の埋設の有無についても専門的な調査は行っておりません。
- （7）買受代金を納付したときに危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。
- （8）権利移転に伴う費用（登録免許税等）は、買受人の負担となります。また、地方税法に基づき固定資産税及び不動産取得税が課税されます。
- （9）建て替えの場合は、加須市建築開発課等と協議してください。
- （10）物件には所有者が居住しています。建物内部は未確認。

その他事項

混在財産

売却区分番号

東 ー 1

[所在図]



[公図]



[写真]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 - 2	見 積 価 額	1, 1 1 0, 0 0 0 円
		公売保証金	1 2 0, 0 0 0 円

不動産の表示（登記簿の表示による）

（土地）

所 在 春日部市上吉妻字大湖
地 番 4 4 3 番
地 目 田
地 積 9 9 2 . 0 0 平方メートル

（土地）

所 在 春日部市上吉妻字大湖
地 番 4 4 4 番
地 目 田
地 積 1 0 0 1 . 0 0 平方メートル

（土地）

所 在 春日部市上吉妻字大湖
地 番 4 4 5 番
地 目 田
地 積 1 1 8 0 . 0 0 平方メートル

財産の状況

- 1 公法上の規制
 - 市街化調整区域
 - 用途地域 指定なし（建ぺい率60%、容積率100%）
 - 農業振興地域、農用地区域
- 2 接道条件
 - 北西側幅員約1.6メートル 市道
 - 北東側幅員約6メートル 市道
- 3 画地条件
 - 地勢：平坦、形状：ほぼ正方形
 - 間口、奥行：短辺約55メートル、長辺58メートル
- 4 供給処理施設
 - 上下水道なし。ガスなし。
- 5 最寄り駅等
 - 東武アーバンパークライン「南桜井駅」より北西方面約5.7キロメートル（道路距離）
 - 朝日バス「吉妻」停留所まで約820メートル（道路距離）
- 6 買受人の資格その他の要件
 - 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。

- 7 「庄内領用悪水路土地改良区」内に存するため、賦課金が課されます。
未納賦課金 15,860円（令和7年7月4日現在）
未納賦課金については、買受人に承継されます。
詳細は、庄内領用悪水路土地改良区（電話048-745-1045）にお問い合わせください。
- 8 その他
- （1）公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
 - （2）執行機関（春日部市）は、公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても契約不適合責任を負いません。
 - （3）執行機関（春日部市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
 - （4）土地の境界については隣接所有者と、接面道路の利用については、道路所有者とそれぞれ協議してください。
 - （5）土地汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。また、廃棄物等の埋設の有無についても専門的な調査は行っておりません。
 - （6）令和7年7月1日現在、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しておりません。
 - （7）買受代金を納付した時に危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。
 - （8）3筆一体の田地であり、所有者が水田として使用しています。
 - （9）国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。

その他事項

非課税財産

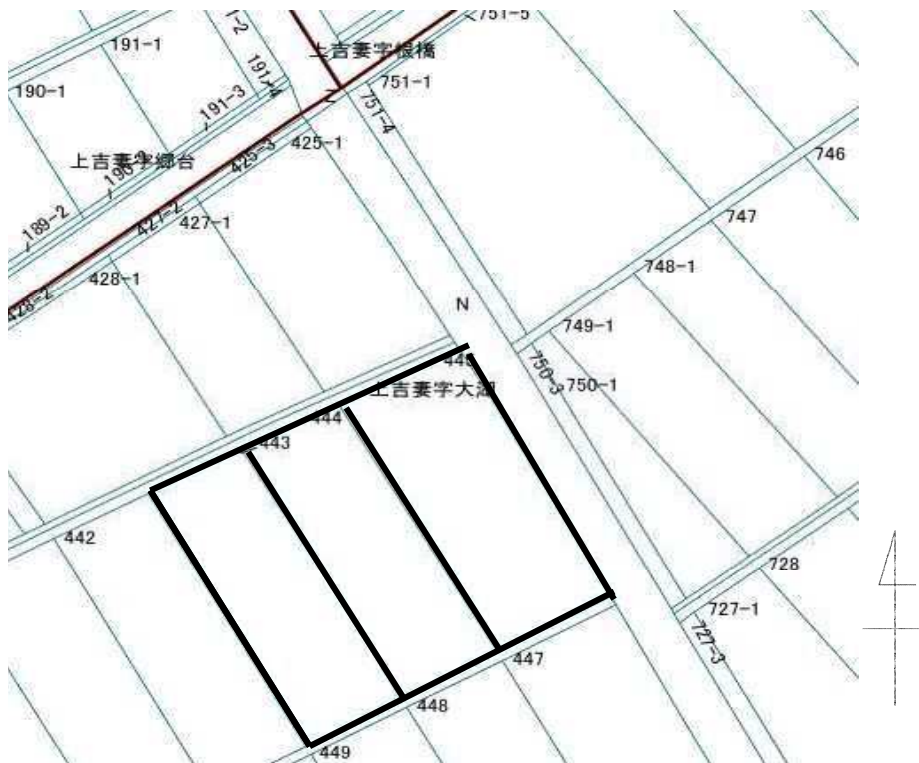
売却区分番号

東－２

[所在図]



[公図]



[写真]
[南東から]



[北東から]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 - 4	見 積 価 額	6 , 1 6 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	6 2 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
(土 地)			
所 在 春日部市薄谷字久佛			
地 番 3 0 番 7			
地 目 宅地			
地 積 1 3 8 . 0 0 平方メートル			
(土 地)			
所 在 春日部市薄谷字久佛			
地 番 3 1 番 4			
地 目 宅地			
地 積 1 2 . 0 0 平方メートル			
(建 物)			
所 在 春日部市薄谷字久佛 3 0 番地 7			
家屋番号 3 0 番 7			
種 類 居宅			
構 造 木造スレート葺 2 階建			
床面積 1 階 6 2 . 1 0 平方メートル			
2 階 4 0 . 5 7 平方メートル			
財産の状況			
1 公法上の規制			
市街化調整区域			
用途地域 指定なし（建ぺい率60%、容積率200%）			
2 接道条件			
西側幅員約6.0メートル 市道			
北側幅員約3.7メートル 市道			
3 画地条件			
地勢：平坦、形状：ほぼ長方形			
間口約16.7メートル、奥行約9.1メートル			
4 供給処理施設			
上水道あり。下水道なし。都市ガスなし。			
5 最寄駅等			
東武スカイツリーライン「一ノ割駅」から南西方面約1.6キロメートル			
(道路距離)			
6 築年月			
昭和61年3月			
7 その他			
(1) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及			

び関係公簿等を確認してください。 (2) 執行機関(春日部市)は、公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても契約不適合責任を負いません。 (3) 執行機関(春日部市)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 (4) 土地の境界については隣接所有者と、接面道路の利用については、道路所有者とそれぞれ協議してください。 (5) 土地汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。また、廃棄物等の埋設の有無についても専門的な調査は行っておりません。 (6) 令和7年7月1日現在、埋蔵文化財包蔵地には該当しておりません。 (7) 買受代金を納付した時に危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。 (8) 権利移転に伴い費用(登録免許税等)は買受人の負担となります。また、地方税法に基づき、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税が課税されます。 (9) 居住者なし。建物内部は未確認。 (10) 敷地内に、物置1棟(築年月日不詳、未登記)があります。 (11) 消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、春日部市が適格請求書を交付します。 見積価額に占める対象物件(建物)の価額の割合は、23.07%です。 (12) 国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。	
その他事項	混在財産

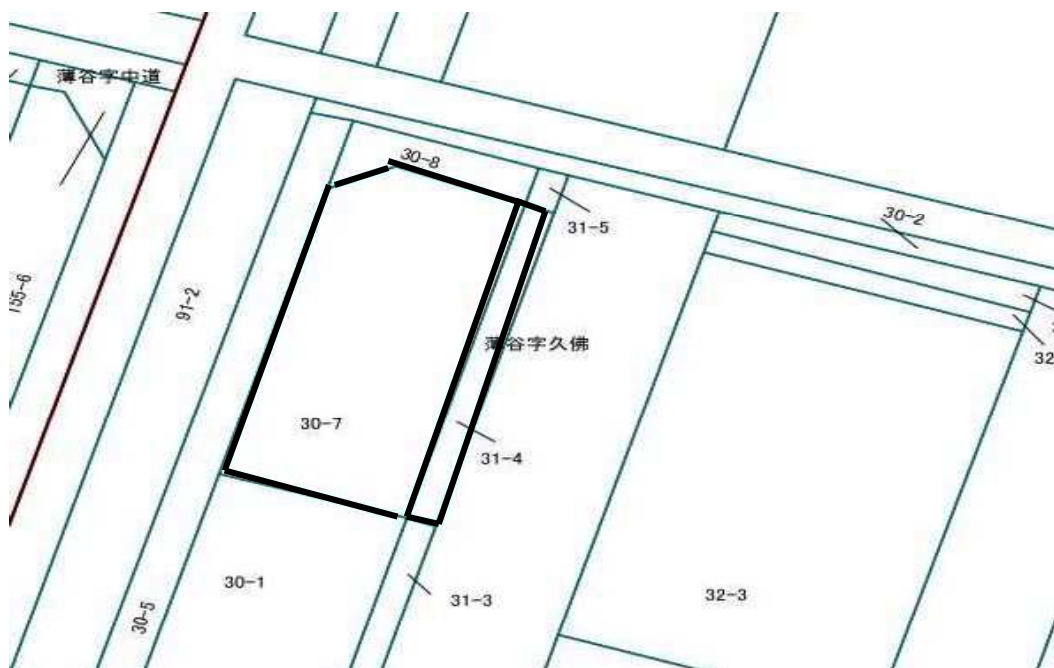
売却区分番号

東 - 4

[所在図]



[公図]



[写真]

北西から撮影



南西から撮影



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 - 5	見 積 価 額	1 , 9 8 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	2 0 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
(土地)			
所 在 地	春日部市東中野字房田		
地 番	1 3 2 9 番 4 2		
地 目	宅 地		
地 積	9 1 . 2 1 平方メートル		
(土地)			
所 在 地	春日部市東中野字房田		
地 番	1 3 2 9 番 8 7		
地 目	公衆用道路		
地 積	1 6 . 0 0 平方メートル		
(建物)			
所 在 地	春日部市東中野字房田 1 3 2 9 番地 4 2		
家屋番号	1 3 2 9 番 4 2		
種 類	居 宅		
構 造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建		
床面積	1 階 4 6 . 1 4 平方メートル		
	2 階 2 3 . 1 8 平方メートル		
財産の状況			
1	公法上の規制		
	市街化調整区域		
	用途地域 指定なし（建ぺい率60%、容積率200%）		
2	接道条件		
	北東側幅員約4メートル道路（建築基準法第42条第4項第3号道路）に接面、舗装私道		
3	画地条件		
	地勢：平坦、形状：ほぼ長方形、高低際差：等高		
	間口約8.5メートル、奥行約10.5メートル		
4	供給処理施設		
	上水道あり、下水道なし、ガスなし。		
5	最寄駅等		
	東武アーバンパークライン「南桜井駅」南東約1.4キロメートル		
	(道路距離)		
6	令和7年7月1日現在周知の埋蔵文化財包蔵地(房田遺跡)に該当します。		
7	築年月		
	昭和 5 2 年 9 月		
8	その他		
	(1) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び		

関係公簿等を確認してください。

- (2) 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(春日部市)は、担保責任等を負いません。
- (3) 執行機関(春日部市)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- (4) 土地の境界については隣接所有者と、接面道路(私道)の利用については、道路所有者とそれぞれ協議してください。
- (5) 土地汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。また、廃棄物等の埋設の有無についても専門的な調査は行っておりません。
- (6) 買受代金を納付した時に危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。
- (7) 権利移転に伴い費用(登録免許税等)は買受人の負担となります。また、地方税法に基づき、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税が課税されます。
- (8) 居住者なし。建物内部は未確認。
- (9) 国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。

その他事項

混在財産

[写真]

北東側から撮影



南東側から撮影



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東－ 6	見 積 価 額	7 8 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	8 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地） 所 在 秋 田 県 湯 沢 市 愛 宕 町 三 丁 目 地 番 9 8 番 9 地 目 宅 地 地 積 1 3 8 . 7 7 平 方 メ ー ト ル			
財産の状況 1 公 法 上 の 規 制 都市計画 非線引都市計画区域 用途地域 第一種中高層住居専用地域 （建ぺい率60％、容積率200％） 2 接道条件 北東側幅員約4.2メートル 舗装市道 3 画地条件 地勢：平坦、形状：ほぼ長方形 間口約11.0メートル、奥行約16.2メートル 4 供給処理施設 上水道、下水道あり。都市ガスなし。 5 最寄駅 ＪＲ奥羽本線「湯沢駅」から南東方面約1.7キロメートル（道路距離） 6 その他 （１）公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 （２）執行機関（春日部市）は、公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても契約不適合責任を負いません。 （３）執行機関（春日部市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります （４）土地の境界については隣接所有者と、接面道路の利用については、道路所有者とそれぞれ協議してください。 （５）土地汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。また、廃棄物等の埋設の有無についても専門的な調査は行っておりません （６）令和7年7月1日現在、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しておりません。 （７）買受代金を納付した時に危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うこと			

になります。

(8) 権利移転に伴い費用（登録免許税等）は買受人の負担となります。

また、地方税法に基づき、固定資産税及び不動産取得税が課税されます。

(9) 公図と実際の形状が異なります。

その他事項

非課税財産

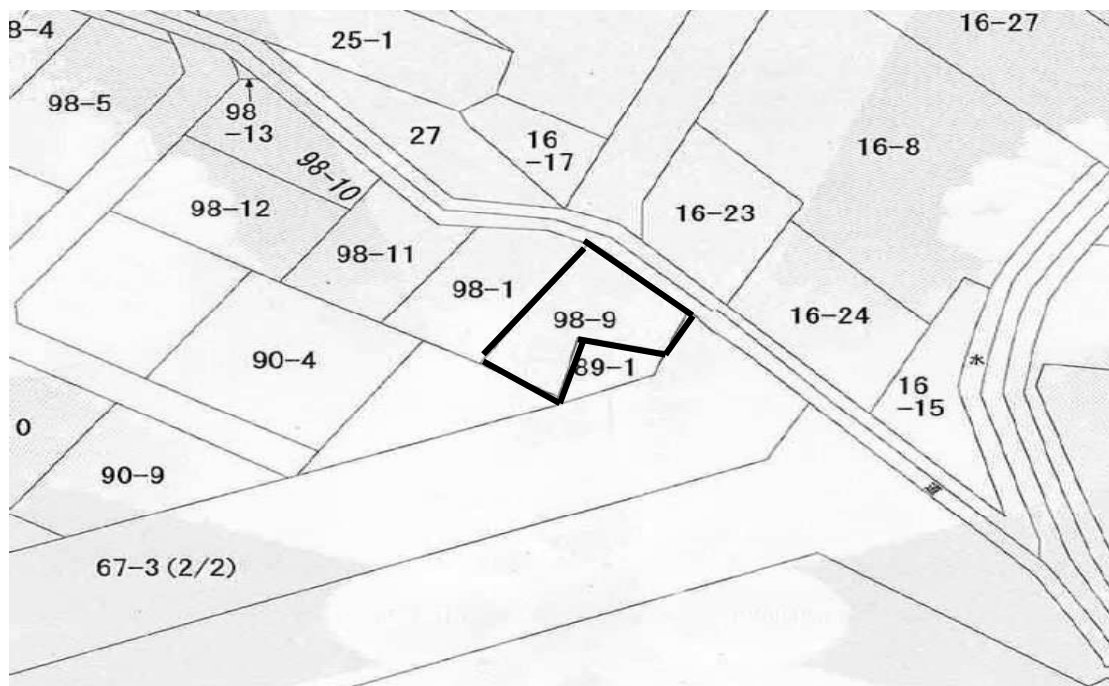
売却区分番号

東 - 6

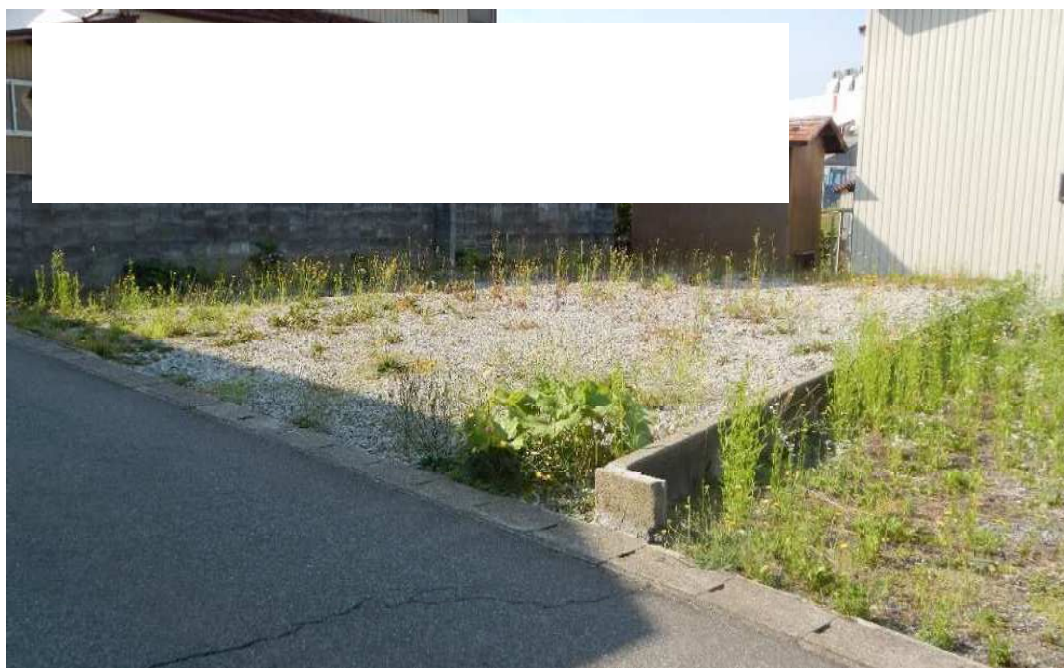
[所在図]



[公 図]



〔写真〕 北側から撮影



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東－ 7	見 積 価 額	1 2 , 1 0 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	1 , 2 1 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地の表示） 所 在 草加市長栄二丁目 地 番 5 番 6 地 目 宅地 地 積 1 1 0 . 9 6 平方メートル （主である建物の表示） 所 在 草加市長栄二丁目 5 番地 6 家屋番号 5 番 6 種 類 居宅 構 造 木造スレート葺 3 階建 床 面 積 1 階 4 2 . 2 3 平方メートル 2 階 4 3 . 0 6 平方メートル 3 階 1 3 . 2 4 平方メートル			

財産の状況

1 公法上の規制

市街化区域 第一種低層住居専用地域

建ぺい率：60% 容積率：150%

高さ制限：10m 最低敷地面積：130㎡

地区計画：新田西部地区地区計画

土地区画整理事業：新田西部土地区画整理事業（平成26年11月21日換地処分）

草加市ハザードマップ「中川、綾瀬川、古綾瀬川、毛長川、辰井川、伝右川、元荒川、利根川、荒川」洪水浸水想定区域（浸水深約0.5～3m未満）

2 接道状況

西側幅員約6m（建築基準法第42条第1項第1号道路に該当。市道10985号線）に接道。

3 画地条件

地勢：平坦 形状：ほぼ正方形

4 供給処理施設

上水道：あり 下水道：あり ガス：あり（都市ガス）

5 最寄駅等

東武スカイツリーライン「新田」駅から北西方約1.5km（道路距離）、徒歩約21分

6 築年月

平成12年3月

7 一括換価の方法による公売

対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。建物については土地利用権付建物として評価をしております。見積価格の内訳は以下のとおりです。

土地 4,000,000円

建物 8,100,000円

8 留意事項

公売は、現況有姿により行うものであるため、次の事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

（1）公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。

（2）公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（草加市）は契約不適合責任を負いません。

（3）執行機関（草加市）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使

用者または占有者に対し明渡しを求める場合、不動産内にある動産の処理及び鍵の引渡しなどは、全て買受人の責任において行うこととなります。なお、公売財産の内部は未確認。

- (4) 土地の境界については隣地所有者、接面道路の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- (5) 土壌汚染、アスベスト及び廃棄物等の埋設の有無などに関する専門的な調査は行っていません。
- (6) 令和7年6月18日現在、周知の埋蔵文化財包蔵地には非該当。
- (7) 買受代金を納付した時に危険負担は買受人に移転します。その後発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うこととなります。
- (8) 権利移転に伴う費用(登録免許税等)は買受人の負担です。また、地方税法の規定に基づき、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税が課税されます。
- (9) 建替えを希望する場合は、草加市建築安全課及び同開発審査課と協議してください。
- (10) 所有者が居住しています。

その他事項

混在財産

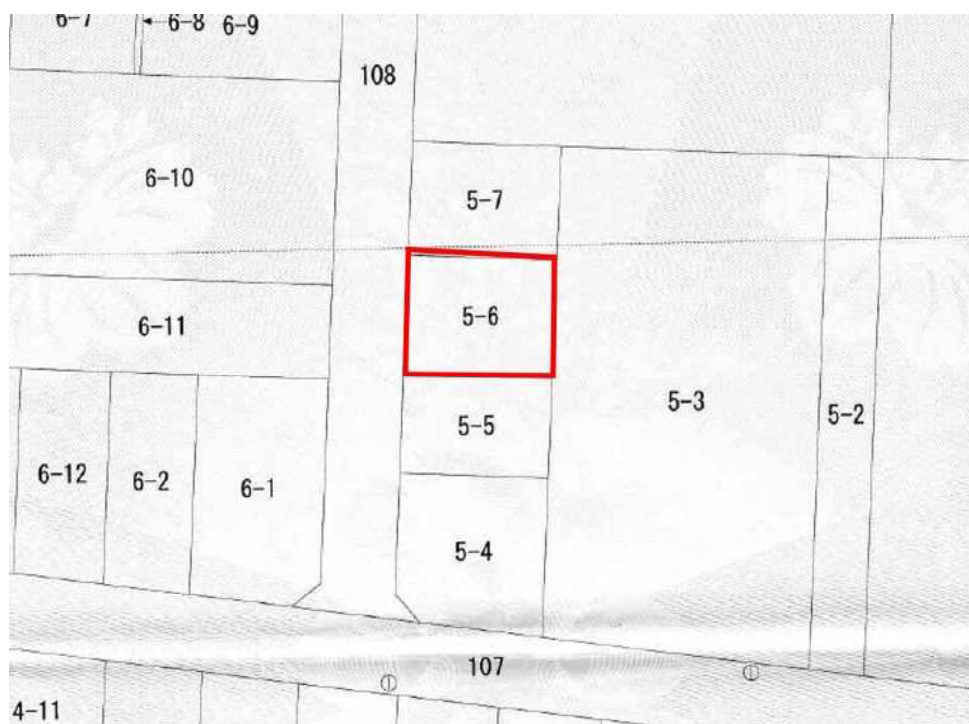
売却区分番号

東－ 7

[所在図]



[公図]



売却区分番号

東－ 7

[写真] 建物西側から撮影



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東－ 8	見 積 価 額	7, 7 2 0, 0 0 0 円
		公売保証金	7 8 0, 0 0 0 円

不動産の表示（登記簿の表示による）

（一棟の建物の表示）

所 在 草加市瀬崎五丁目 1 1 9 2 番地 3、1 1 9 2 番地 5
 建 物 の 名 称 グリーパーク瀬崎町
 構 造 鉄筋コンクリート造ルーフイング葺 6 階建
 床 面 積 1 階 5 5 4 . 3 8 平方メートル
 2 階 6 2 6 . 2 1 平方メートル
 3 階 6 2 6 . 2 1 平方メートル
 4 階 6 2 6 . 2 1 平方メートル
 5 階 4 8 9 . 3 6 平方メートル
 6 階 4 1 9 . 2 1 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土 地 の 符 号 1
 所在及び地番 草加市瀬崎五丁目 1 1 9 2 番 3
 地 目 宅地
 地 積 1 4 8 4 . 2 4 平方メートル

土 地 の 符 号 2
 所在及び地番 草加市瀬崎五丁目 1 1 9 2 番 5
 地 目 宅地
 地 積 2 3 1 . 6 0 平方メートル

（専有部分の建物の表示）

家 屋 番 号 瀬崎五丁目 1 1 9 2 番 3 の 5 0 3
 建 物 の 名 称 5 0 3 号
 種 類 居宅
 構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建
 床 面 積 5 階部分 6 3 . 3 1 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 32万4092分の6726

財産の状況

1 公法上の規制

市街化区域 準工業地域

建ぺい率：60% 容積率：200%

高さ制限：なし 最低敷地面積：100㎡

草加市ハザードマップ「中川、綾瀬川、古綾瀬川、毛長川、辰井川、伝右川、元荒川、利根川、荒川、」洪水浸水想定区域（浸水深約0.5～3m未満）

2 接道状況

西側幅約4.5m（建築基準法第42条第1項第1号道路に該当。市道2067号線）、北側一部幅約4m（建築基準法第42条第1項第1号道路に該当。市道40299号線）に接道。

なお、北東側幅約1.5～1.8m（建築基準法第42条第2項道路に該当。市道40297号線）に一部接道しているが、建築基準法上の接道要件には該当しない。

3 画地条件

地勢：概ね平坦 形状：不整形

4 供給処理施設

上水道：あり 下水道：あり ガス：あり（都市ガス）

5 最寄駅等

東武スカイツリーライン「谷塚」駅から東方約1.4km（道路距離）、徒歩約20分

6 築年月

昭和63年5月

7 一括換価の方法による公売

対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。建物については土地利用権付建物として評価をしております。見積価格の内訳は以下のとおりです。

土地 4,250,000円

建物 3,470,000円

8 留意事項

公売は、現況有姿により行うものであるため、次の事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

（1）公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。

（2）公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（草加市）は契約不適合責任を負いません。

- (3) 執行機関（草加市）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者または占有者に対し明渡しを求める場合、不動産内にある動産の処理及び鍵の引渡しなどは、全て買受人の責任において行うことになります。なお、公売財産の内部は未確認。
管理会社、管理組合、相続人に確認を行いましたが、鍵の所在が不明です。
- (4) 土地の境界については隣地所有者、接面道路の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- (5) 土壌汚染、アスベスト及び廃棄物等の埋設の有無などに関する専門的な調査は行っていません。
- (6) 令和7年6月18日現在、周知の埋蔵文化財包蔵地には非該当。
- (7) 買受代金を納付した時に危険負担は買受人に移転します。その後発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うこととなります。
- (8) 権利移転に伴う費用（登録免許税等）は買受人の負担です。また、地方税法の規定に基づき、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税が課税されます。
- (9) 日本ハウズイング株式会社（電話：047-495-7316）に管理委託しています。
月額管理費：9,890円。修繕積立費：14,144円。
管理費等（遅延損害金を含む）の未納あり（令和7年4月30日時点で2,087,520円）。
管理規約に「管理費を滞納した場合は弁護士費用を請求できる」と定められていれば弁護士費用を請求される場合があります。
なお、未納管理費と遅延損害金は調査日時点から増加している見込みです。
上記管理費等の未納については買受人に承継されます。詳細は上記管理会社にお問い合わせください。
- (10) 現在居住者はいません。

その他事項

混在財産

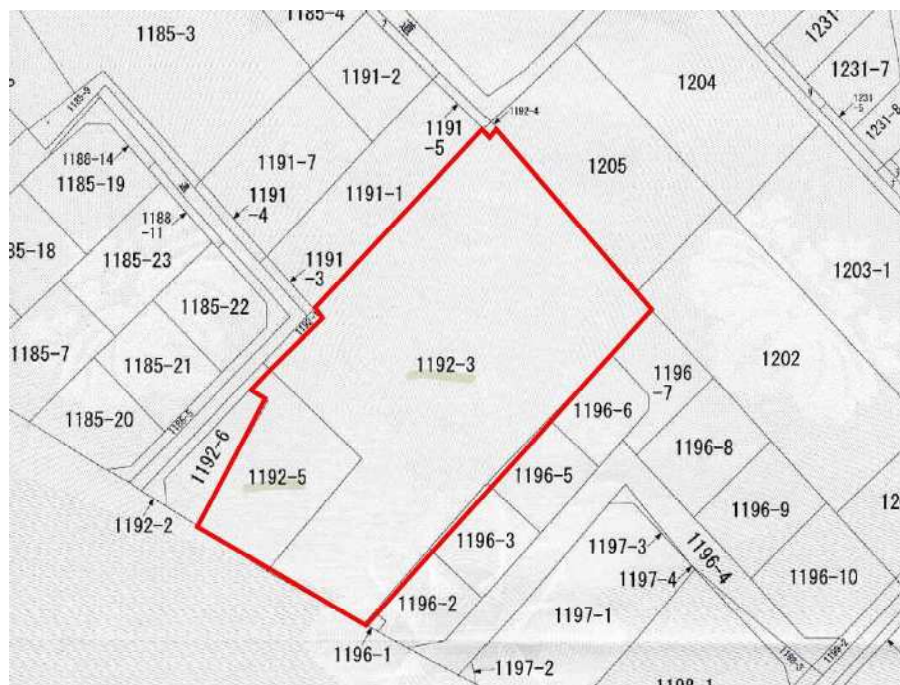
売却区分番号

東－８

[所在図]



[公図]



売却区分番号

東－８

〔写真〕 建物北側から撮影



建物北西側から撮影



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東－ 9	見 積 価 額	1 5 , 1 3 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	1 , 5 2 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地の表示） 所 在 草加市青柳七丁目 地 番 1 8 2 8 番 1 3 地 目 宅地 地 積 1 9 8 . 4 3 平方メートル （主である建物の表示） 所 在 草加市青柳七丁目 1 8 2 8 番地 1 5 、 1 8 2 8 番地 1 3 、 1 8 2 9 番地 2 家屋番号 1 8 2 8 番 1 5 種 類 居宅 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 床 面 積 1 階 8 8 . 9 5 平方メートル 2 階 5 4 . 2 5 平方メートル			

財産の状況

1 公法上の規制

市街化区域 第一種中高層住居専用地域

建ぺい率：60% 容積率：200%

高さ制限：なし 最低敷地面積：120㎡

草加市ハザードマップ「利根川、江戸川」洪水浸水想定区域
(浸水深約0.5～3m未満)

2 接道状況

東側幅員約4.0m（建築基準法第42条第1項第5号道路に該当）に接道。

3 画地条件

地勢：平坦 形状：長方形

4 供給処理施設

上水道：あり 下水道：あり（私道内共同排水設備）

ガス：あり（プロパンガス）

5 最寄駅等

東武スカイツリーライン「新田」駅から東方約2.4km(道路距離)、
徒歩約34分。

東武バス「獨協大学前駅東口」バス停から「青柳中央」バス停徒歩約
4分

6 築年月

昭和60年1月

7 一括換価の方法による公売

対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。建物については土地利用権付建物として評価をしております。見積価格の内訳は以下のとおりです。

土地 5,600,000円

建物 9,530,000円

8 留意事項

公売は、現況有姿により行うものであるため、次の事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

(1) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。

(2) 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（草加市）は契約不適合責任を負いません。

(3) 執行機関（草加市）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者または占有者に対し明渡しを求める場合、不動産内にある動産の処理及び鍵の引渡しなどは、全て買受人の責任において行う

こととなります。なお、公売財産の内部は未確認。

- (4) 土地の境界については隣地所有者、接面道路の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- (5) 土壌汚染、アスベスト及び廃棄物等の埋設の有無などに関する専門的な調査は行っていません。
- (6) 令和7年6月18日現在、周知の埋蔵文化財包蔵地には非該当。
- (7) 買受代金を納付した時に危険負担は買受人に移転します。その後発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うこととなります。
- (8) 権利移転に伴う費用(登録免許税等)は買受人の負担です。また、地方税法の規定に基づき、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税が課税されます。
- (9) 建替えを希望する場合は、草加市建築安全課及び同開発審査課と協議してください。
- (10) 所有者が居住しています。

その他事項

混在財産

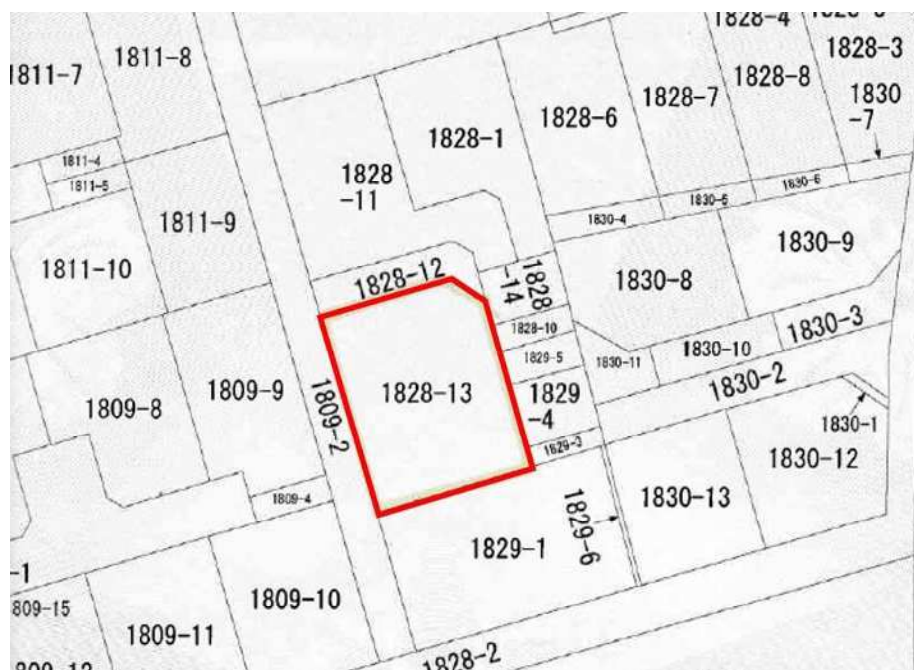
売却区分番号

東－ 9

[所在図]



[公図]



売却区分番号

東－9

〔写真〕建物東側から撮影



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東－１１	見 積 価 額	7, 3 3 0, 0 0 0 円
		公売保証金	7 4 0, 0 0 0 円

不動産の表示（登記簿の表示による）

（土地の表示）

所 在 草加市遊馬町字新田北通
 地 番 6 5 8 番 5
 地 目 宅地
 地 積 6 7 . 3 8 平方メートル

（主である建物の表示）

所 在 草加市遊馬町字新田北通 6 5 8 番地 5
 家屋番号 6 5 8 番 5
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 3 階建
 床 面 積 1 階 3 4 . 7 8 平方メートル
 2 階 3 6 . 4 3 平方メートル
 3 階 2 9 . 8 1 平方メートル

財産の状況

1 公法上の規制

市街化区域 第一種中高層住居専用地域

建ぺい率：60% 容積率：200%

高さ制限：なし 最低敷地面積：120㎡

草加市ハザードマップ「利根川、荒川」洪水浸水想定区域（浸水深約0.5m未満）

2 接道状況

西側幅員3m（建築基準法第42条第2項道路に該当。市道30371号線）に接道。

3 画地条件

地勢：平坦 形状：長方形

4 供給処理施設

上水道：あり 下水道：あり ガス：あり（都市ガス）

5 最寄駅等

日暮里・舎人ライナー「見沼代親水公園」駅から北東方約1.3km（道路距離）、徒歩約19分

東武スカイツリーライン「谷塚」駅から北西方約2.6km（道路距離）、徒歩約37分。

6 築年月

平成7年1月

7 一括換価の方法による公売

対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。建物については土地利用権付建物として評価をしております。見積価格の内訳は以下のとおりです。

土地 2,490,000円

建物 4,840,000円

8 留意事項

公売は、現況有姿により行うものであるため、次の事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

（1）公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。

（2）公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（草加市）は契約不適合責任を負いません。

（3）執行機関（草加市）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者または占有者に対し明渡しを求める場合、不動産内にある不動産の処理及び鍵の引渡しなどは、全て買受人の責任において行う

ことになります。なお、公売財産の内部は未確認。

また、敷地内に物置あり。

- (4) 土地の境界については隣地所有者、接面道路の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- (5) 土壌汚染、アスベスト及び廃棄物等の埋設の有無などに関する専門的な調査は行っていません。
- (6) 令和7年6月18日現在、周知の埋蔵文化財包蔵地には非該当。
- (7) 買受代金を納付した時に危険負担は買受人に移転します。その後発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うこととなります。
- (8) 権利移転に伴う費用(登録免許税等)は買受人の負担です。また、地方税法の規定に基づき、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税が課税されます。
- (9) 建替えを希望する場合は、草加市建築安全課及び同開発審査課と協議してください。
- (10) 共有持分所有者が居住しています。

その他事項

混在財産

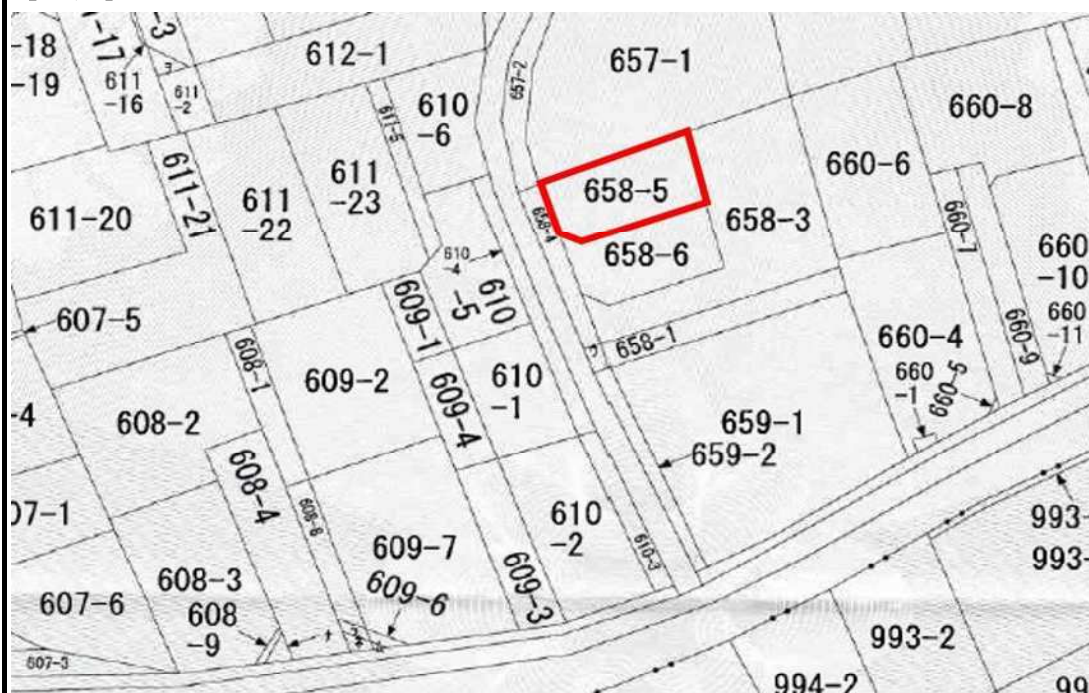
売却区分番号

東－１１

[所在図]



[公図]



売却区分番号

東－１１

〔写真〕建物南側から撮影



〔写真〕建物北側から撮影



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 ー 1 2	見 積 価 額	8 , 7 9 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	8 8 0 , 0 0 0 円

不動産の表示（登記簿の表示による）
（一棟の建物の表示）
所 在 越谷市大字下間久里字鯛之島 1 1 4 8 番地 1
建物の名称 越谷スカイハイツB
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 9 階建
床 面 積 1 階 1 1 1 2 . 5 0 平方メートル
2 階 1 1 5 5 . 0 0 平方メートル
3 階 1 1 5 5 . 0 0 平方メートル
4 階 1 1 5 5 . 0 0 平方メートル
5 階 1 1 5 5 . 0 0 平方メートル
6 階 1 1 5 5 . 0 0 平方メートル
7 階 1 1 5 5 . 0 0 平方メートル
8 階 1 1 5 5 . 0 0 平方メートル
9 階 1 1 5 5 . 0 0 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）
土地の符号 1
所在及び地番 越谷市大字下間久里字鯛之島 1 1 6 8 番 1
地 目 宅地
地 積 4 5 1 1 . 5 0 平方メートル

土地の符号 2
所在及び地番 越谷市大字下間久里字鯛之島 1 1 4 8 番 1
地 目 宅地
地 積 4 7 3 9 . 8 9 平方メートル

土地の符号 3
所在及び地番 越谷市大字大里字堤外 7 0 9 番
地 目 宅地
地 積 4 7 6 . 0 2 平方メートル

土地の符号 4
所在及び地番 越谷市大字上間久里字鯛之島 1 1 1 6 番 1
地 目 宅地
地 積 4 6 4 . 0 0 平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 大字下間久里 1148番1の24
建物の名称 212
種類 居宅
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
床面積 2階部分 61.50平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2・3・4
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 10万分の366

財産の状況

- 1 交通 東武スカイツリーライン「大袋」駅
南東方約670m(道路距離)
- 2 都市計画 市街化区域
- 3 用途地域 第一種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)
- 4 築年月 昭和51年9月17日
- 5 その他

(1) 物件の状況

- ①所有者居住中。
- ②動産等未確認。
- ③公売財産の買受人は、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、所有者の権利義務を承継します。なお、令和7年2月20日現在、管理費・修繕費等に未納はありません。この管理委託その他の内容については、下記管理会社に確認してください。
越谷スカイハイツ管理事務所 電話 048-976-9211

(2) 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

- ①公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
- ②公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(越谷市)は、担保責任等を負いません。
- ③執行機関(越谷市)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。

- ④ 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- ⑤ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

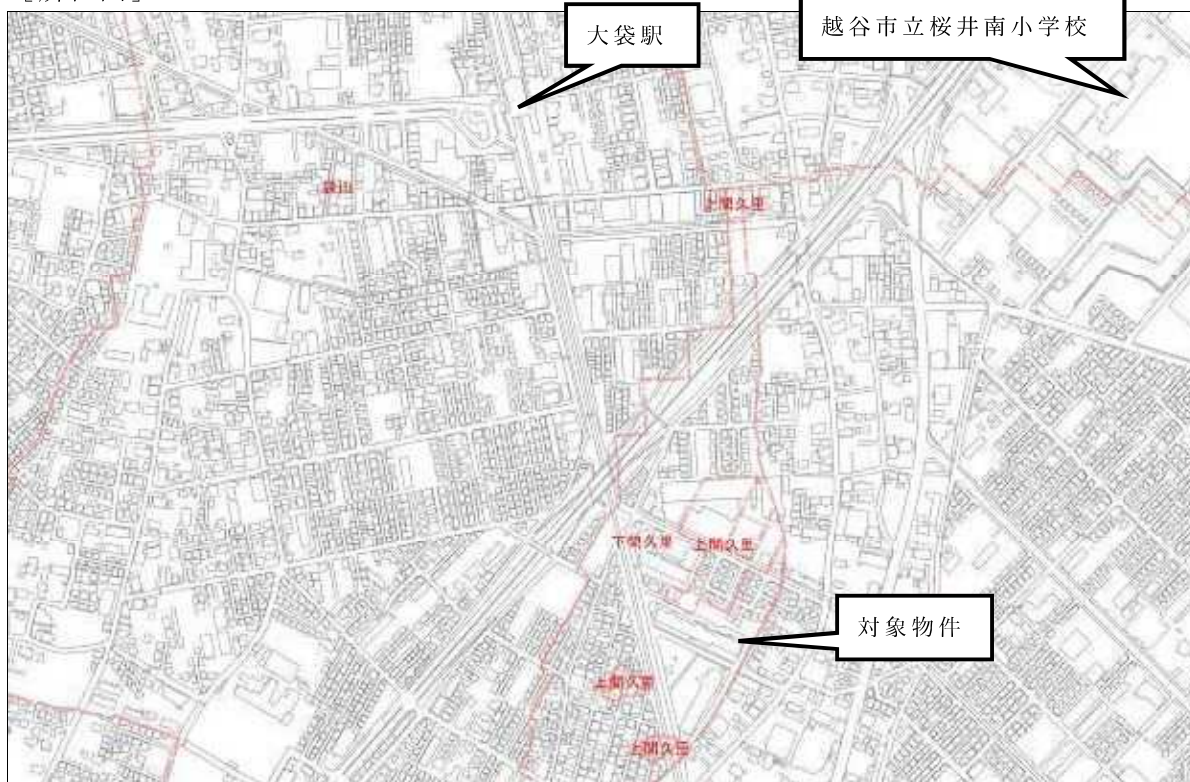
その他事項

混在財産

売却区分番号

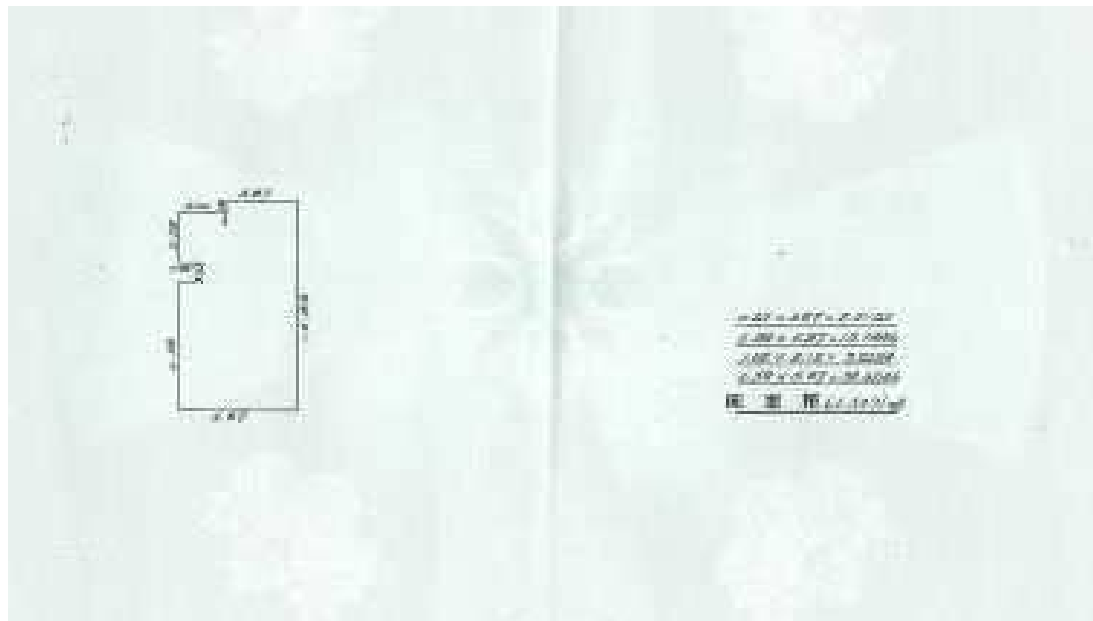
東 ー 1 2

[所在図]

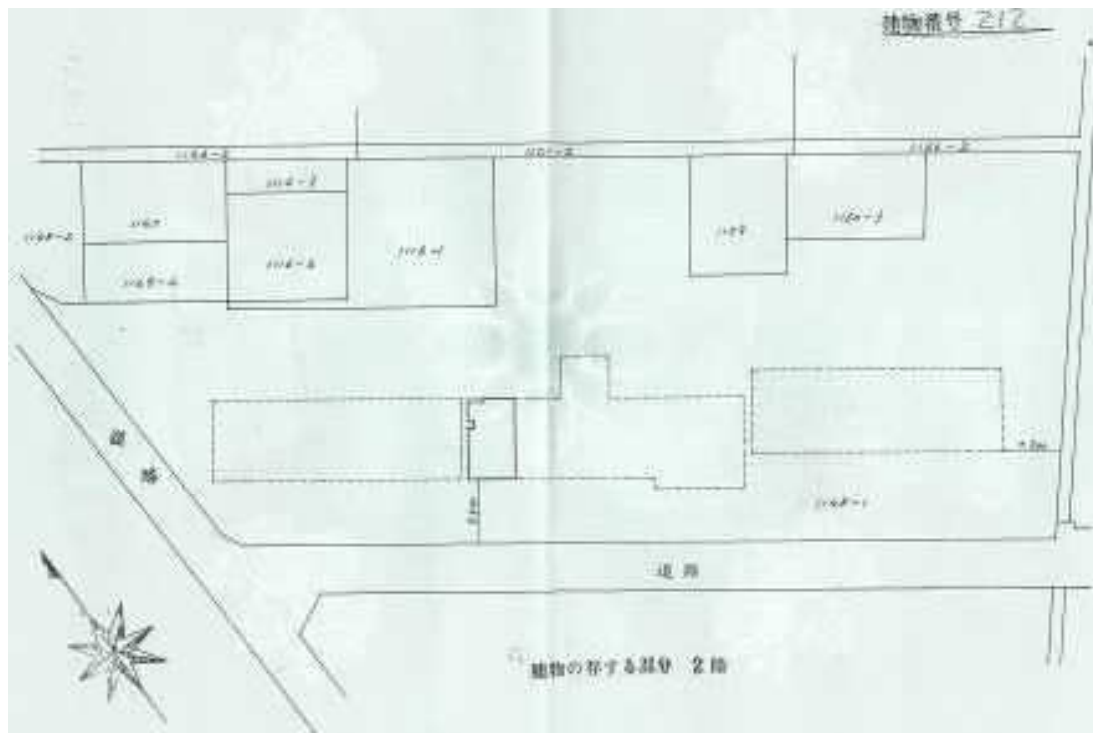


[公図]

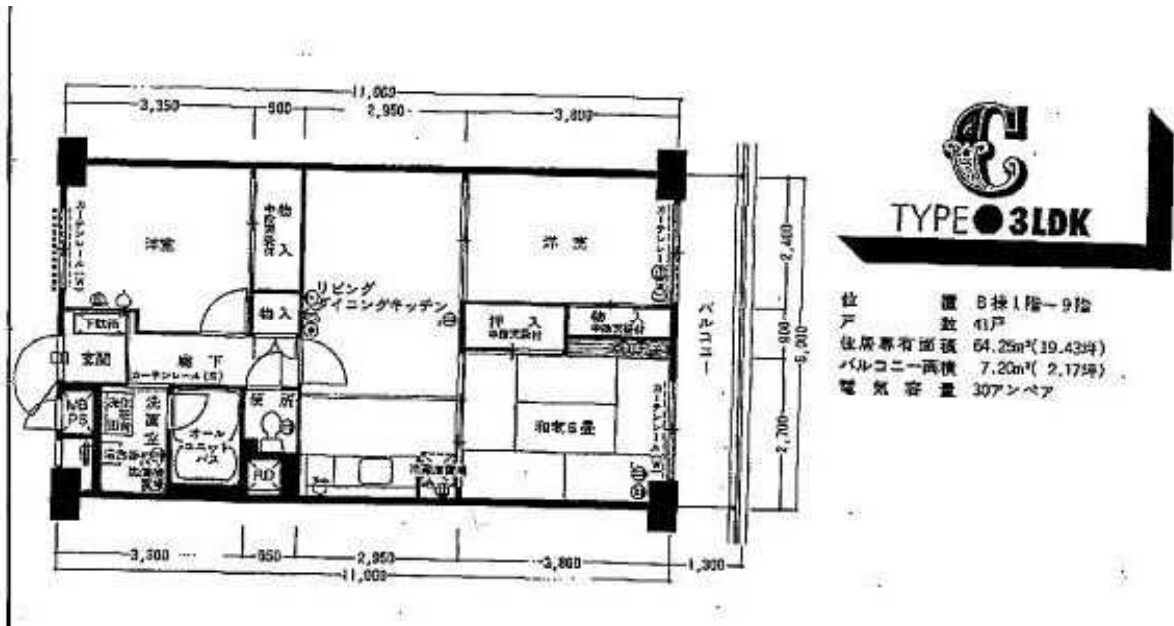
[各階平面図]



[建物図面]



[間取図]



[写真] ※ [建物 北から]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東　－　１　３	見 積 価 額	３，５８０，０００円
		公売保証金	３６０，０００円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地） 所　　在　　越谷市大字北川崎字堰戸 地　　番　　４８２番３ 地　　目　　宅地 地　　積　　１３７．１２平方メートル （建物） 所　　在　　越谷市大字北川崎字堰戸　　４８２番地３ 家屋番号　　４８２番３ 種　　類　　居宅 構　　造　　木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺２階建 床 面 積　　１階　　６８．４１平方メートル ２階　　４５．５４平方メートル			
財産の状況 １　交　　通　　東武スカイツリーライン「せんげん台」駅 南東方約３．２ｋｍ（道路距離） ２　都市計画　　市街化調整区域 ３　用途地域　　市街化調整区域（建ぺい率 60%、容積率 200%） ４　築　年　月　平成１年６月３０日 ５　そ　の　他 （１）物件の状況 ①所有者居住中。 ②動産等未確認。 （２）公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分 ご理解の上、公売へご参加ください。 ①公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況 及び関係公簿等を確認してください。 ②公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関 （越谷市）は、担保責任等を負いません。			

- ③ 執行機関（越谷市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- ④ 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- ⑤ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

その他事項

混在財産

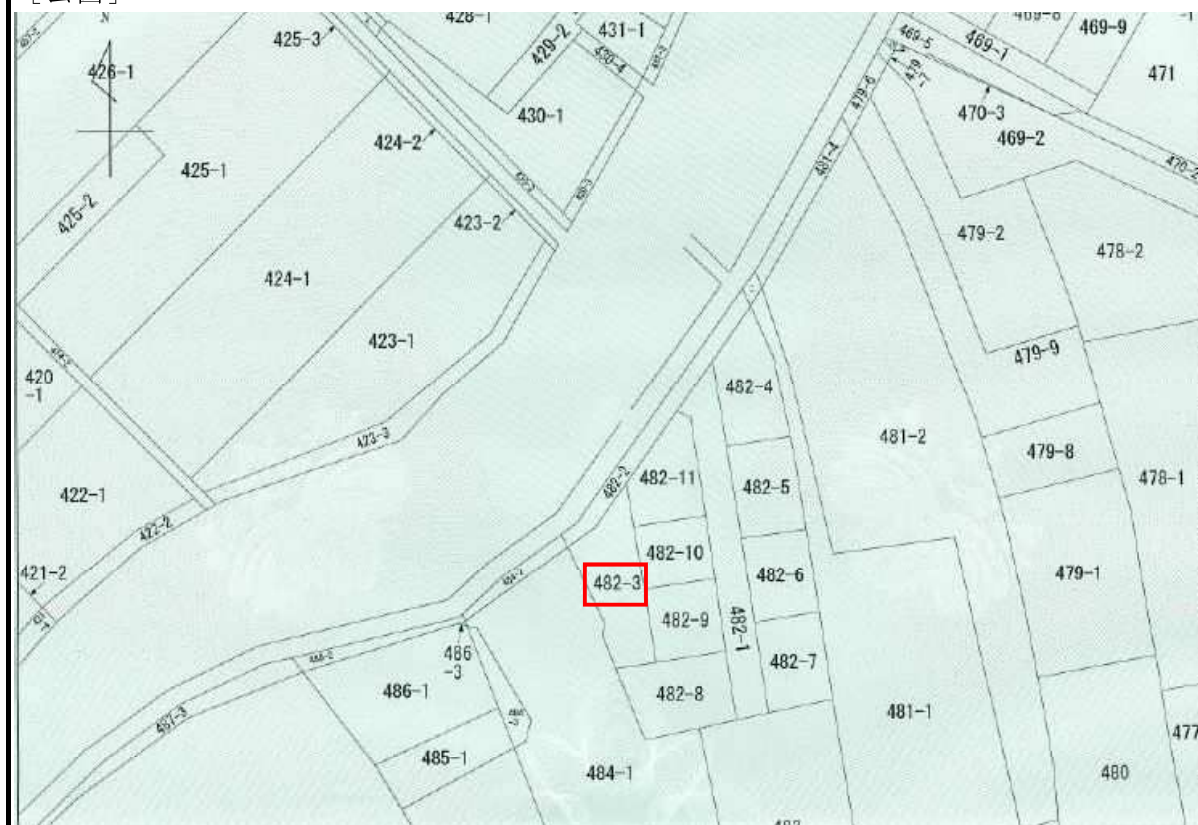
売却区分番号

東 - 13

[所在図]



[公図]



〔写真〕※〔建物 西から〕



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 ー 1 4	見 積 価 額	1 1 , 2 8 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	1 , 1 3 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地） 所 在 越谷市弥栄町三丁目 地 番 5 2 番 9 2 地 目 宅地 地 積 1 6 3 . 8 2 平方メートル （建物） 所 在 越谷市弥栄町三丁目 5 2 番地 9 2 家屋番号 5 2 番 9 2 種 類 居宅 構 造 木造セメント瓦葺 2 階建 床 面 積 1 階 7 3 . 3 4 平方メートル 2 階 4 2 . 2 3 平方メートル			
財産の状況 1 交 通 東武スカイツリーライン「大袋」駅 南東方約 2 k m（道路距離） 朝日バス停「弥栄三丁目」 南西方約 1 2 0 m 2 都市計画 市街化区域 3 用途地域 第一種低層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 100%） 4 築 年 月 昭和 5 5 年 1 月 2 3 日 5 そ の 他 （1）物件の状況 ①所有者居住中。 ②敷地内に物置あり。その他動産等未確認。 （2）公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 ①公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 ②公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（越谷市）は、担保責任等を負いません。			

- ③ 執行機関（越谷市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- ④ 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- ⑤ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

その他事項

混在財産

売却区分番号

東 ー 1 4

[所在図]



[公図]



〔写真〕※〔建物 南から〕



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東　－　１５	見 積 価 額	８，１９０，０００円
		公売保証金	８２０，０００円

不動産の表示（登記簿の表示による）

（一棟の建物の表示）

所 在	越谷市大字下間久里字鯛之島　１１３５番地１		
建物の名称	メイツ越谷		
構 造	鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根８階建		
床 面 積	１階	１１８６．９５	平方メートル
	２階	１１７７．８５	平方メートル
	３階	１０７９．７７	平方メートル
	４階	１０７９．７７	平方メートル
	５階	１０７９．５１	平方メートル
	６階	９５９．７３	平方メートル
	７階	７７１．０５	平方メートル
	８階	７１１．６９	平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号	１
所在及び地番	越谷市大字下間久里字鯛之島１１３５番１
地 目	宅地
地 積	４１０２．４９平方メートル
土地の符号	２
所在及び地番	越谷市大字上間久里字鯛之島１１１９番３
地 目	宅地
地 積	７．３５平方メートル

（専有部分の建物の表示）

家 屋 番 号	大字下間久里　１１３５番１の７９
建物の名称	２０７号
種 類	居宅
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造１階建
床 面 積	２階部分　６１．８２平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号	１・２
敷地権の種類	所有権
敷地権の割合	７９万４４８分の６７２０

財産の状況

- 1 交 通 東武スカイツリーライン「大袋」駅
南方約 5 0 0 m（道路距離）
- 2 都市計画 市街化区域
- 3 用途地域 第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
- 4 築 年 月 昭和 5 7 年 1 月 2 5 日
- 5 物件の状況 居住者あり。動産等未確認。
- 6 管理状況 管 理 会 社 株式会社東急コミュニティー
（電話番号：048-218-2510）
管 理 費 等 月 額 2 4 , 5 2 0 円
未納管理費等 なし（令和 7 年 5 月 2 8 日現在）
注 意 事 項 未納管理費等は買受人に承継されます。
詳細は上記管理会社にお問い合わせください。

7 留意事項

公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

- ① 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
- ② 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（越谷市）は、担保責任等を負いません。
- ③ 執行機関（越谷市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- ④ 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- ⑤ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

その他事項

混在財産

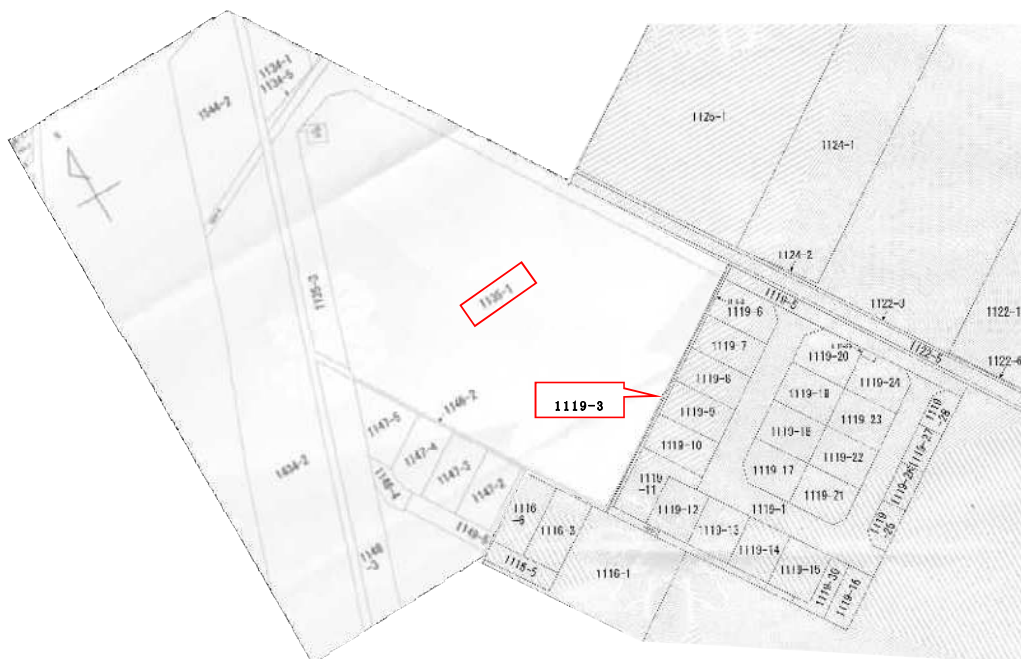
売却区分番号

東 ー 1 5

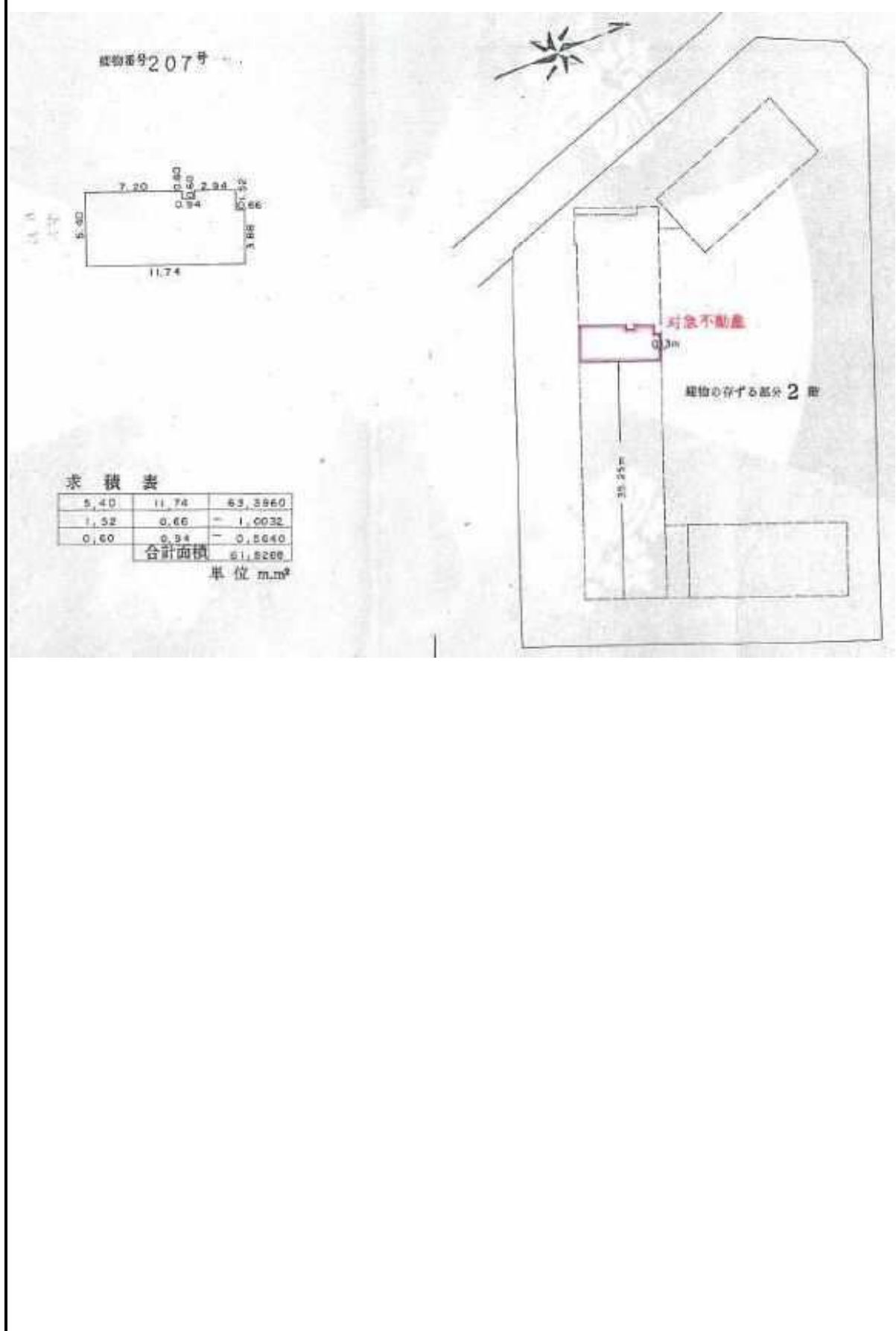
〔所在図〕



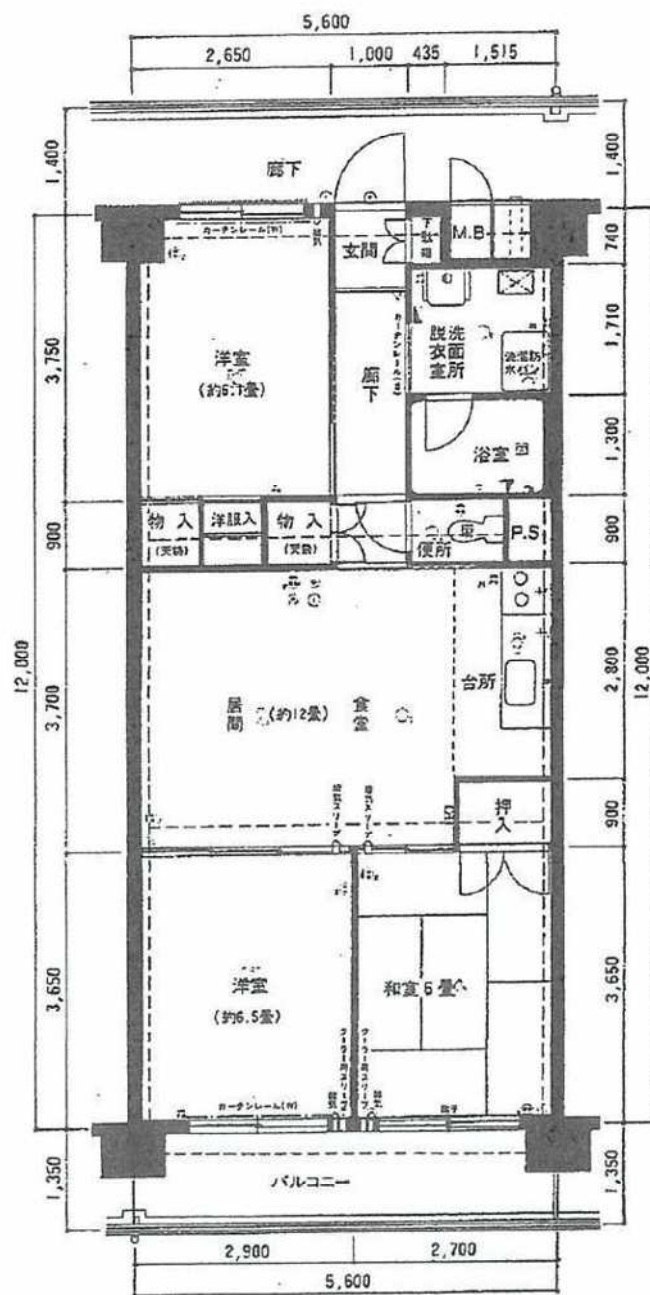
〔公図〕



[各階平面図]



[間取図]



[写真] ※ [建物 北から]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 ー 1 6	見 積 価 額	1 6 , 8 9 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	1 , 6 9 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （一棟の建物の表示） 所 在 越谷市千間台西二丁目 2 番地 1 建物の名称 ヴェルビュせんげん台ステーションプラザ 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1 階付 1 0 階建 床 面 積 1 階 1 4 7 4 . 4 5 平方メートル 2 階 1 4 4 3 . 0 2 平方メートル 3 階 1 4 2 6 . 3 7 平方メートル 4 階 1 4 2 6 . 3 7 平方メートル 5 階 1 4 2 6 . 3 7 平方メートル 6 階 1 3 5 3 . 4 9 平方メートル 7 階 1 2 1 2 . 3 0 平方メートル 8 階 1 1 9 9 . 4 2 平方メートル 9 階 1 1 9 9 . 4 2 平方メートル 1 0 階 1 1 3 6 . 5 8 平方メートル 地下 1 階 1 5 3 9 . 6 3 平方メートル （敷地権の目的である土地の表示） 土地の符号 1 所在及び地番 越谷市千間台西二丁目 2 番 1 地 目 宅地 地 積 3 6 5 3 . 8 8 平方メートル （専有部分の建物の表示） 家 屋 番 号 千間台西二丁目 2 番 1 の 1 1 7 建物の名称 1 1 7 種 類 居宅 構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建 床 面 積 1 階部分 6 9 . 0 1 平方メートル （敷地権の表示） 土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 1 2 8 万 5 6 0 9 分の 7 2 8 7			

財産の状況

- 1 交 通 東武スカイツリーライン「せんげん台駅」
南方約 270 m（道路距離）
- 2 都市計画 市街化区域
- 3 用途地域 商業地域（建ぺい率 80%、容積率 400%）
- 4 築 年 月 平成 10 年 9 月 10 日新築
- 5 物件の状況 居住者あり。動産等未確認。
- 6 管理状況 管 理 会 社 大和ライフネクスト株式会社
（電話番号：03-4335-7536）
管 理 費 月額 9,100 円
修繕積立金 月額 12,900 円
自 治 会 費 月額 300 円
防犯センサー監視料 月額 100 円
未納管理費等 44,800 円（令和 7 年 2 月 18 日現在）
注 意 事 項 未納管理費等は買受人に承継されます。
詳細は上記管理会社にお問い合わせください。

7 留意事項

公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

- ① 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
- ② 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（越谷市）は、担保責任等を負いません。
- ③ 執行機関（越谷市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- ④ 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- ⑤ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

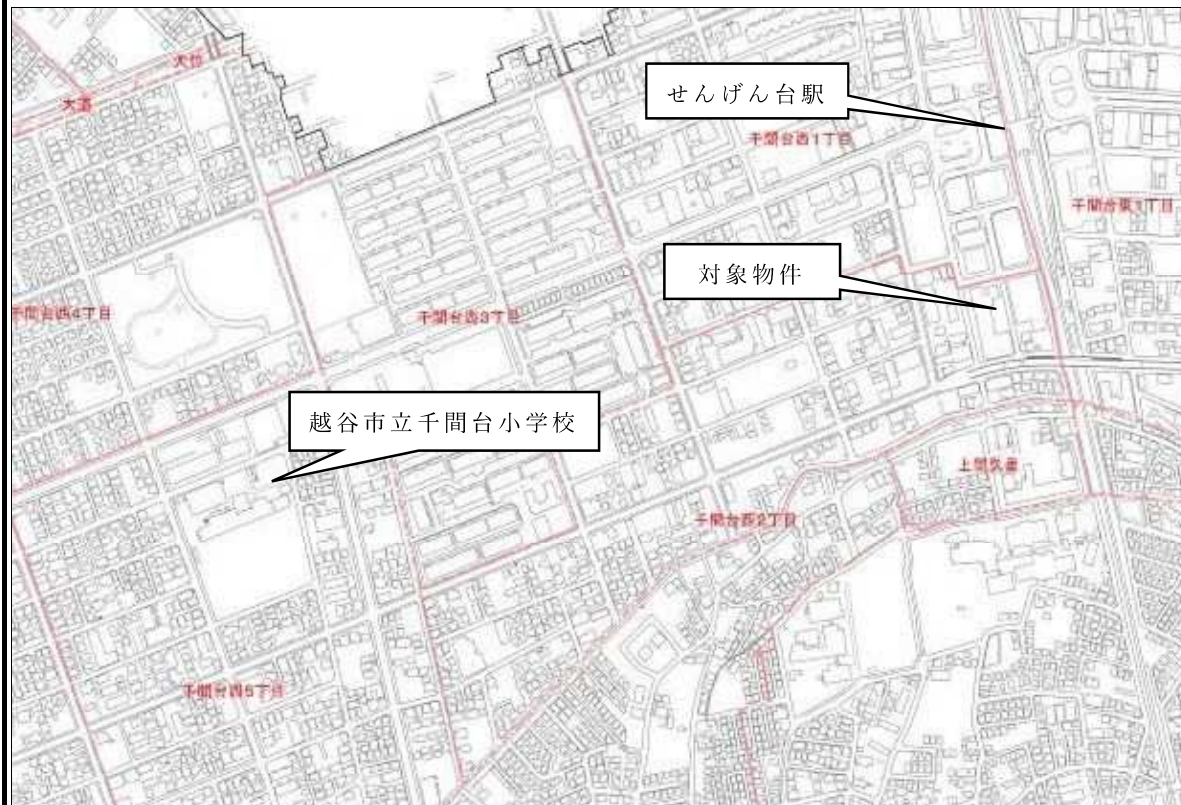
その他事項

混在財産

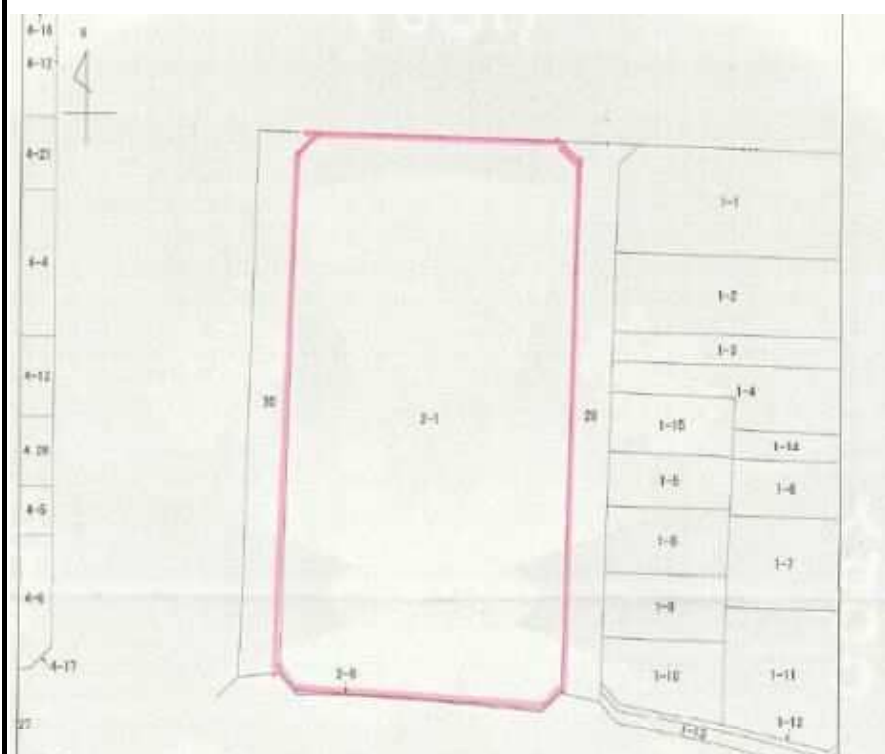
売却区分番号

東　－　16

〔所在図〕



〔公図〕



[写真] ※ [建物 北西から]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 ー 1 7	見 積 価 額	2 5 , 6 3 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	2 , 5 7 0 , 0 0 0 円

不動産の表示（登記簿の表示による）

（一棟の建物の表示）

所 在	越谷市蒲生寿町 2 6 4 7 番地 1
建物の名称	レクセルグランデ蒲生
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 9 階建
床 面 積	1 階 6 2 2 . 9 9 平方メートル
	2 階 5 9 8 . 5 2 平方メートル
	3 階 5 9 8 . 5 2 平方メートル
	4 階 5 9 8 . 5 2 平方メートル
	5 階 5 9 8 . 5 2 平方メートル
	6 階 5 9 8 . 5 2 平方メートル
	7 階 3 7 8 . 4 5 平方メートル
	8 階 3 7 8 . 4 5 平方メートル
	9 階 3 2 0 . 3 4 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号	1
所在及び地番	越谷市蒲生寿町 2 6 4 7 番 1
地 目	宅地
地 積	2 1 9 7 . 9 7 平方メートル

（専有部分の建物の表示）

家 屋 番 号	蒲生寿町 2 6 4 7 番 1 の 6 0 2
建物の名称	6 0 2
種 類	居宅
構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建
床 面 積	6 階部分 6 6 . 6 6 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号	1
敷地権の種類	所有権
敷地権の割合	4 2 万 1 1 9 2 分の 7 0 2 2

財産の状況

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 交通 | 東武スカイツリーライン「蒲生駅」
南東方約230m（道路距離） |
| 2 | 都市計画 | 市街化区域 |
| 3 | 用途地域 | 近隣商業地域（建ぺい率80%、容積率200%） |
| 4 | 築年月 | 平成19年1月16日 |
| 5 | 物件の状況 | 居住者あり。動産等未確認。 |
| 6 | 管理状況 | 管 理 会 社 日本ハウズイング株式会社 越谷支店
（電話番号：047-495-7316）
管 理 費 月額28,500円
未納管理費等 なし（令和7年2月14日現在）
注 意 事 項 未納管理費等は買受人に承継されます。
詳細は上記管理会社にお問い合わせください。 |

7 留意事項

公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

- ① 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
- ② 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（越谷市）は、担保責任等を負いません。
- ③ 執行機関（越谷市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- ④ 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- ⑤ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

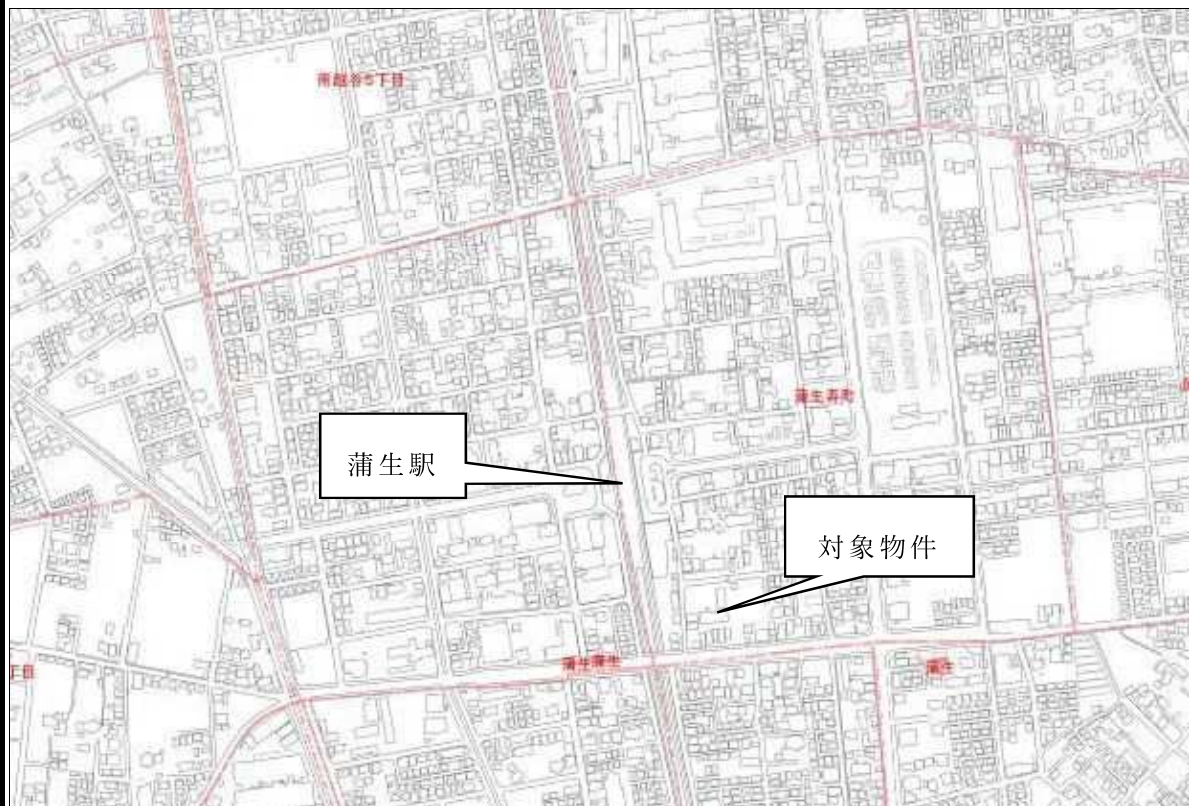
その他事項

混在財産

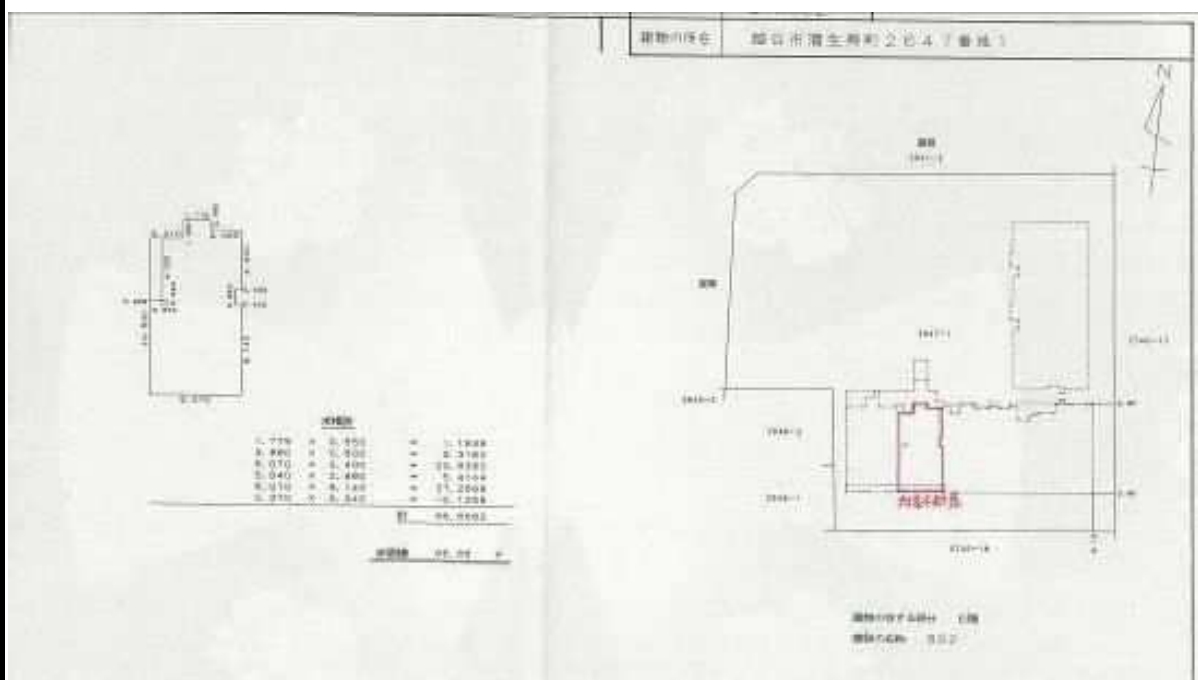
売却区分番号

東 - 17

[所在図]



[各階平面図]

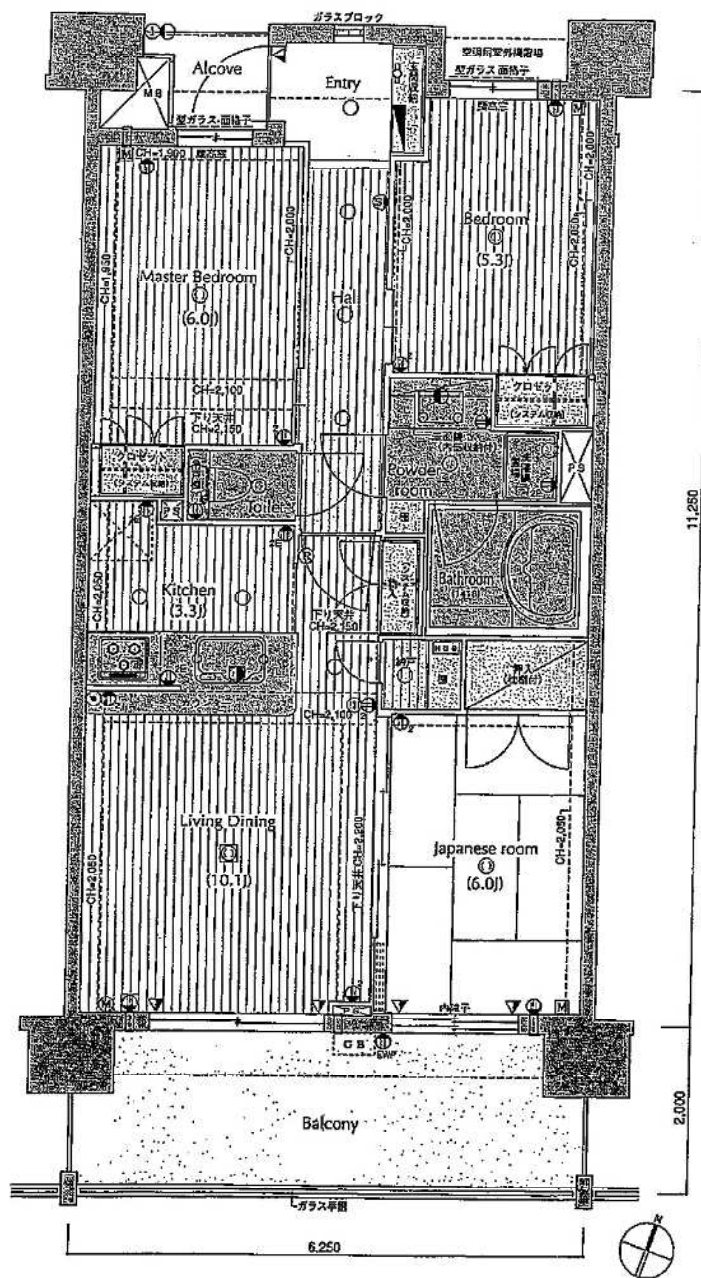


[間取図]

B TYPE 3LDK

- 専有床面積・・・70.22㎡
- アルコーブ面積・・・1.87㎡
- バルコニー面積・・・12.50㎡

※単位：mm



〔写真〕 ※ 〔建物 北西から〕



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 ー 1 8	見 積 価 額	4 , 1 1 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	4 2 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地）			
所 在 地 地 地	在 番 目 積	越谷市大字小曾川字神前 5 5 8 番 1 雑種地 1 6 7 平方メートル	
所 在 地 地 地	在 番 目 積	越谷市大字小曾川字神前 5 5 8 番 2 雑種地 3 4 平方メートル	
所 在 地 地 地	在 番 目 積	越谷市大字小曾川字神前 5 5 7 番 3 雑種地 1 2 平方メートル	
所 在 地 地 地	在 番 目 積	越谷市大字小曾川字神前 5 5 7 番 5 雑種地 1 . 4 5 平方メートル	
（建物）			
所 在 地 種 類 構 造 床 面 積	在 番 号 類 造 面 積	越谷市大字小曾川字神前 5 5 8 番地 1 5 5 8 番 1 店舗 居宅 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 4 8 . 8 5 平方メートル 2 階 4 3 . 8 8 平方メートル	

財産の状況

- 1 交 通 越谷西高校入口のバス停
南方約 90 m
東武スカイツリーライン「大袋」駅
北西方約 3.5 km（道路距離）
- 2 都市計画 市街化調整区域
- 3 用途地域 市街化調整区域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
- 4 築 年 月 昭和 59 年 8 月 19 日
- 5 そ の 他

（１）物件の状況

- ①所有者居住中。
- ②材料置場兼物置と思われる 2 階建て建物あり（未登記）。
- ③対象不動産（越谷市大字小曾川字神前 558 番 1）の北側部分に不整形地の墓地（越谷市大字小曾川字神前 559 番：6.61㎡）があり、その使用についてはすべて買受人の責任において行うこととなります。なお、墓地の所有者の所在については不明です。
- ④動産等未確認。

（２）公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。

- ①公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
- ②公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（越谷市）は、担保責任等を負いません。
- ③執行機関（越谷市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。
- ④土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- ⑤土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

その他事項

混在財産

売却区分番号

東 ー 1 8

[所在図]



[公図]



[写真] ※ [建物 北]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 ー 1 9	見 積 価 額	4 , 6 2 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	4 7 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地） 所 在 越谷市大字南荻島字左敷田 地 番 5 9 0 番 5 地 目 宅地 地 積 7 9 . 5 2 平方メートル （建物） 所 在 越谷市大字南荻島字左敷田 5 9 0 番地 5 家屋番号 5 9 0 番 5 種 類 居宅 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 床 面 積 1 階 3 9 . 7 0 平方メートル 2 階 3 4 . 0 2 平方メートル			
財産の状況 1 交 通 東武スカイツリーライン「北越谷」駅 北西方約 1 . 7 k m （道路距離） 2 都市計画 市街化区域 3 用途地域 第一種低層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 100%） 4 築 年 月 昭和 5 3 年 1 月 1 0 日 5 そ の 他 （ 1 ）物件の状況 ①所有者居住中。 ②動産等未確認。 （ 2 ）公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 ①公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 ②公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（越谷市）は、担保責任等を負いません。			

- ③ 執行機関（越谷市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- ④ 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- ⑤ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

その他事項

混在財産

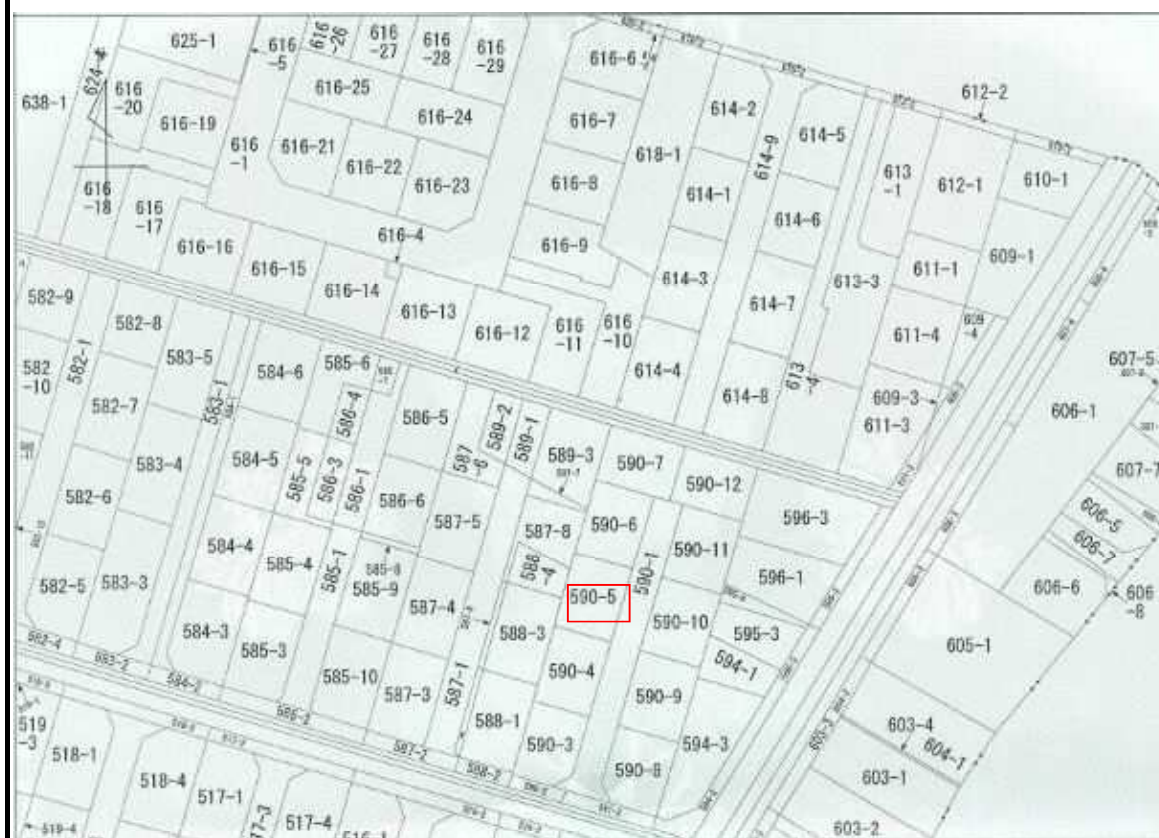
売却区分番号

東 ー 19

[所在図]



[公図]



〔写真〕 ※ 〔建物 北東から〕



※ 〔建物 南東から〕



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 - 20	見 積 価 額	6, 600, 000円
		公売保証金	660, 000円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地） 所 在 越谷市蒲生四丁目 地 番 1174番2 地 目 宅地 地 積 100.00平方メートル （建物） 所 在 越谷市蒲生四丁目 1174番地2 家屋番号 1174番2 種 類 居宅 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床 面 積 1階 49.52平方メートル 2階 28.98平方メートル			
財産の状況 1 交 通 東武スカイツリーライン「蒲生」駅 東方約1.4km（道路距離） 2 都市計画 市街化区域 3 用途地域 第一種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%） 4 築 年 月 昭和46年8月10日 5 そ の 他 （1）物件の状況 ①所有者居住中。 ②動産等未確認。 （2）公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 ①公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 ②公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（越谷市）は、担保責任等を負いません。			

- ③ 執行機関（越谷市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- ④ 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- ⑤ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

その他事項

混在財産

売却区分番号

東 - 20

[所在図]



[公図]



〔写真〕※〔建物 南西から〕



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東　－　２１	見 積 価 額	7，０１３，６００　円
		公売保証金	7１０，０００　円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
【土地】			
所	在	久喜市南栗橋三丁目	
地	番	2 番 1 0	
地	目	宅地	
地	積	1 9 9． 8 6 平方メートル	

6 交 通 東武日光線「南栗橋駅」 北西約710m（道路距離）

7 その他（留意事項等）

- （１） 敷地の南東隅には、布基礎状で施工された未登記の物置があります。物置内部は残置物を含め全て不明です。
- （２） 久喜市は、公売財産の引き渡しの責任を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産（土地）内にある動産の処理などは全て買受人の責任で行ってください。
- （３） 公売財産の面積は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
- （４） 久喜市は、公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任を負いません。
- （５） 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路の利用については道路所有者と各々協議してください。
- （６） 土壌汚染等に関する専門的な調査は実施しておりません。

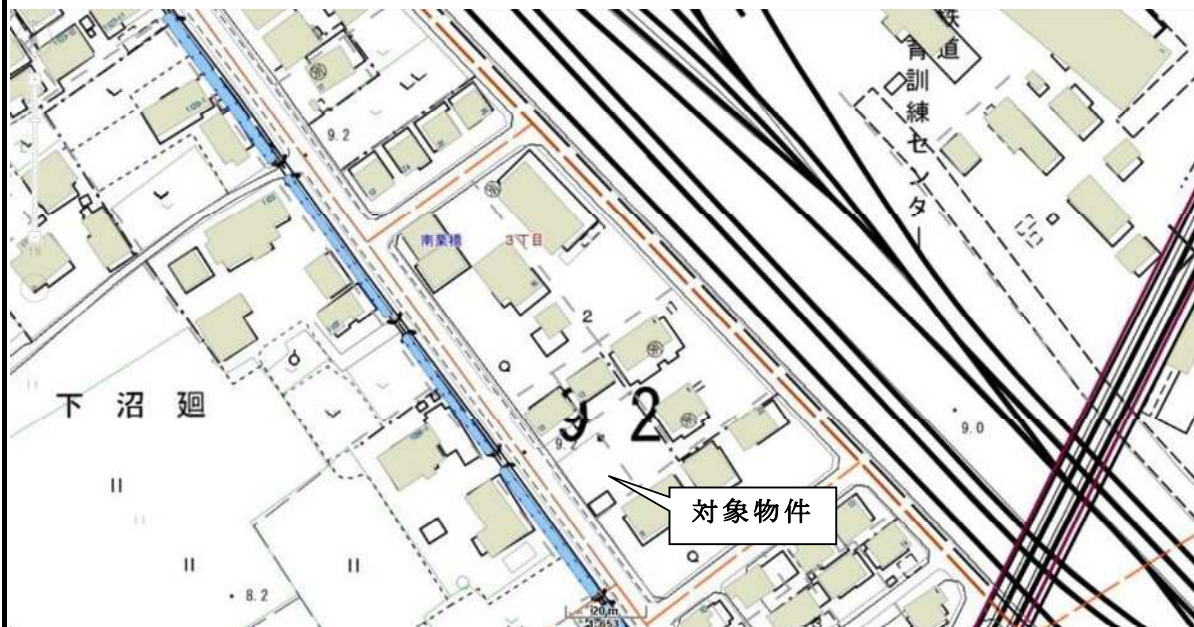
その他事項

非課税財産

売却区分番号

東 - 2 1

〔所在図〕



〔見取図〕



[写真]

・ 南西側から撮影



・ 西側から撮影



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 ー 2 2	見 積 価 額	3 , 2 8 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	3 3 0 , 0 0 0 円

不動産の表示（登記簿の表示による）

（一棟の建物の表示）

所 在 八潮市中央一丁目 6 番地 2 0

建 物 の 名 称 グレースヒル八九八

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 7 階 建

床 面 積 1 階 1 3 2 . 2 5 平方メートル

2 階 1 2 6 . 5 8 平方メートル

3 階 1 2 6 . 5 8 平方メートル

4 階 1 2 6 . 5 8 平方メートル

5 階 1 2 6 . 5 8 平方メートル

6 階 1 2 6 . 5 8 平方メートル

7 階 1 2 6 . 5 8 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土 地 の 符 号 1

所在及び地番 八潮市中央一丁目 6 番 2 0

地 目 宅地

地 積 4 2 1 . 0 0 平方メートル

（専有部分の建物の表示）

家 屋 番 号 中央一丁目 6 番 2 0 の 6 0 1

建 物 の 名 称 6 0 1

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階 建

床 面 積 6 階部分 4 8 . 3 0 平方メートル

（敷地権の表示）

土 地 の 符 号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1 万分の 7 2 2

財産の状況

- 1 交 通 つくばエクスプレス「八潮駅」の北方約1,750m（直線距離）
- 2 都市計画 市街化区域
- 3 用途地域 近隣商業地域（建ぺい率80%、容積率200%）
- 4 築年月 平成1年9月
- 5 そ の 他

（1）物件の状況

- ①北側に幅員約6mの市道に接面している。
- ②上下水道、都市ガスあり。
- ③居住者はいないと思われる。建物内未調査。
- ④公売財産の買受人は、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、所有者の権利義務を承継します。なお、令和7年6月30日現在、管理費・修繕積立金・駐輪場利用料等2,379,360円が未納です。この管理費等内容については、下記管理会社に確認して下さい。

株式会社菱サ・ビルウェア 東京支店 03-5396-2815

（2）公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分にご理解の上、公売へご参加ください。

- ①公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等と確認してください。
- ②公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（八潮市）は契約不適合責任を負いません。
- ③執行機関（八潮市）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者または占有者に対し明渡しを求める場合、不動産内にある動産の処理及び鍵の引渡しなどは、全て買受人の責任において行うことになります。
- ④土地の境界については隣地所有者と協議してください。
- ⑤土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

その他事項

混在財産

売却区分番号

東　－　２　２

[所在図]



[見取図]



[写真]



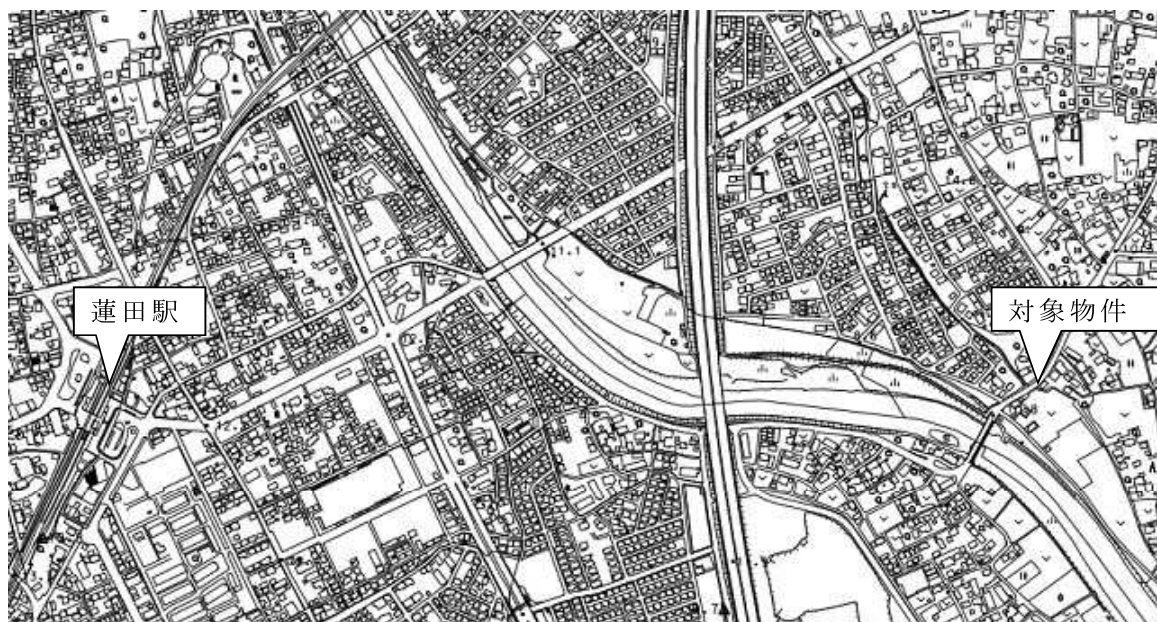
公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 - 2 3	見 積 価 額	1 4 , 4 5 0 , 0 0 0 円												
		公売保証金	1 , 4 5 0 , 0 0 0 円												
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%;">所</td> <td style="width: 10%;">在</td> <td>蓮田市藤ノ木一丁目</td> </tr> <tr> <td>地</td> <td>番</td> <td>3 9 8 番</td> </tr> <tr> <td>地</td> <td>目</td> <td>雑種地</td> </tr> <tr> <td>地</td> <td>積</td> <td>3 2 4 平方メートル</td> </tr> </table>				所	在	蓮田市藤ノ木一丁目	地	番	3 9 8 番	地	目	雑種地	地	積	3 2 4 平方メートル
所	在	蓮田市藤ノ木一丁目													
地	番	3 9 8 番													
地	目	雑種地													
地	積	3 2 4 平方メートル													
財産の状況 1 交通 J R 東北本線「蓮田」駅から東方向に約 1 . 8 k m（道路距離） 2 都市計画 市街化区域 3 用途地域 第一種住居地域（建ぺい率 6 0 %、容積率 2 0 0 %） 4 街路条件 南東側約 1 1 . 5 m 舗装県道 5 その他 (1) 公売財産の面積等は、公簿上のものである。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認したうえで入札すること。 (2) 蓮田市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負わない。 (3) 蓮田市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになる。 (4) 土壌汚染やアスベストに関する専門的な調査は行っていない。また、廃棄物等の埋設の有無について調査を行っていない。 (5) 上水道なし（前面道路に口径 1 5 0 m m の本管あり）、下水道なし、都市ガスなし。 (6) 敷地内に上水の私設管が埋設されており、撤去等に当たっては買受人が使用者との交渉を要する。															
その他事項	非課税財産														

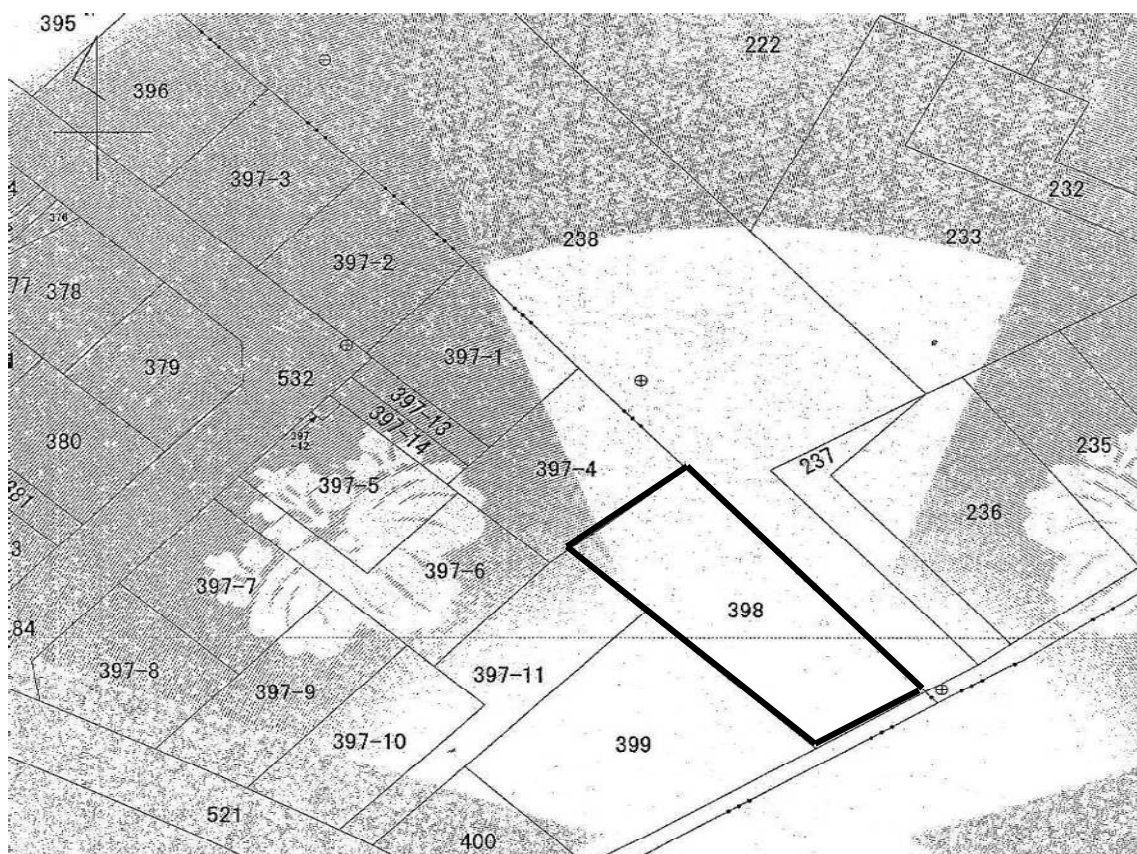
売却区分番号

東－２３

[所在図]



[公図]



[東側から撮影]



[南東側から撮影]



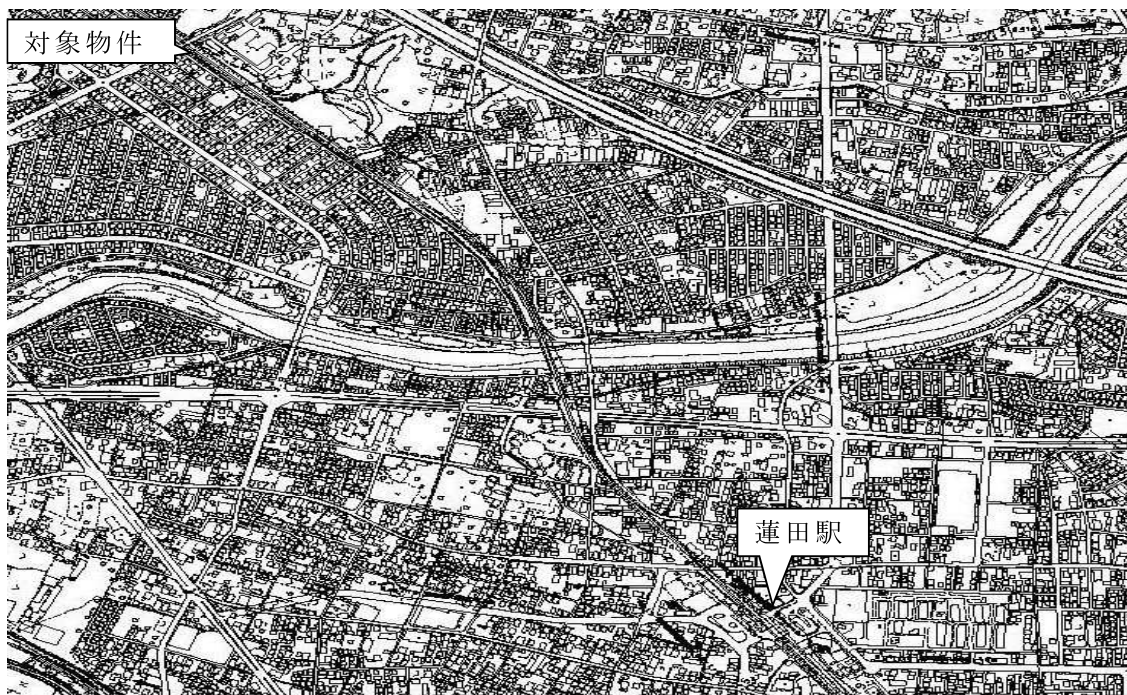
公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 - 2 4	見 積 価 額	1 , 5 7 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	1 6 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地） 所 在 蓮田市椿山四丁目 地 番 2 7 9 0 番 8 4 地 目 宅 地 地 積 1 6 0 . 7 2 平方メートル			
財産の状況 1 交通 J R 東北本線「蓮田」駅から北東方向に約 2 . 0 k m （道路距離） 2 都市計画 市街化区域 3 用途地域 第一種住居地域（建ぺい率 5 0 %、容積率 7 0 %） 4 街路条件 西側約 6 . 0 m 舗装市道 5 その他 （1）公売財産の面積等は、公簿上のものである。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認したうえで入札すること。 （2）蓮田市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負わない。 （3）蓮田市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになる。 （4）土壌汚染やアスベストに関する専門的な調査は行っていない。また、廃棄物等の埋設の有無について調査を行っていない。 （5）上水道なし（前面道路から引き込み可）、下水道なし（前面道路から引き込み可）。			
その他事項	非課税財産		

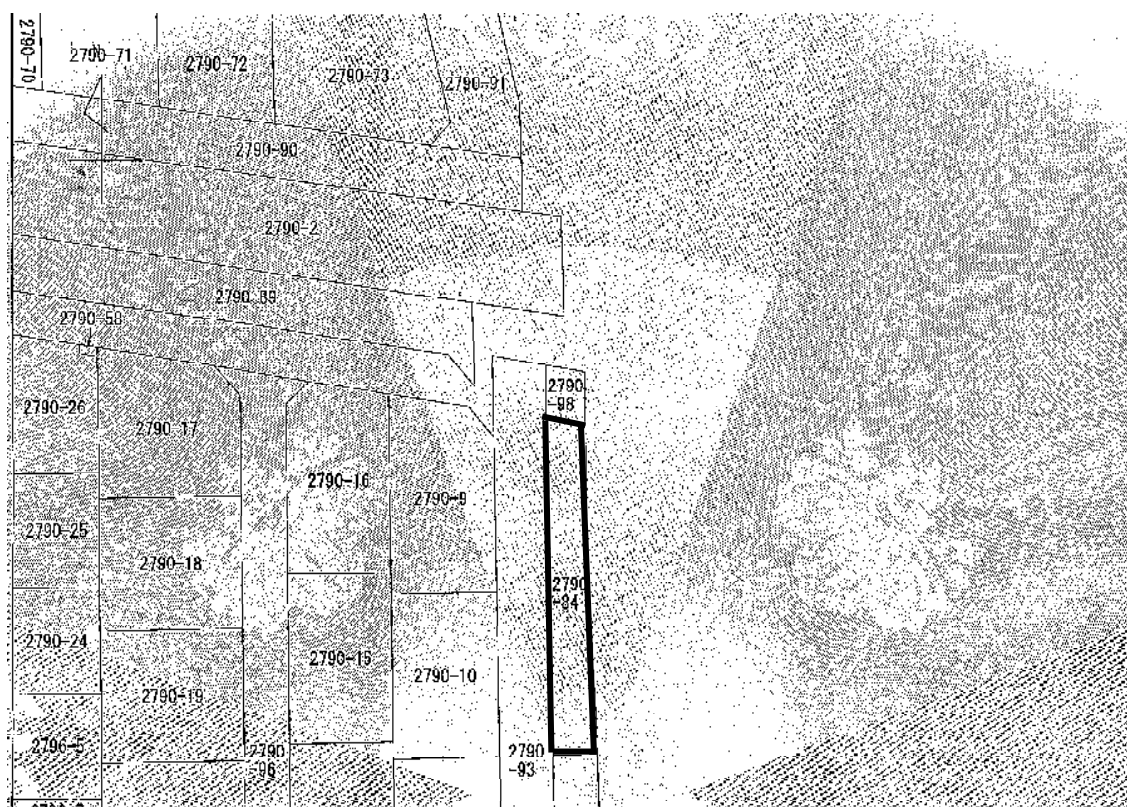
売却区分番号

東 - 2 4

[所在図]



[公図]



[南側から撮影]



[北側から撮影]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 - 2 5	見 積 価 額	3 , 9 1 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	4 0 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地） 所 在 蓮田市大字上平野字長島谷 地 番 1 8 5 7 番 2 地 目 宅地 地 積 3 4 3 . 2 9 平方メートル			
財産の状況 1 交通 埼玉新都市交通伊奈線「内宿駅」から北東方向に約 2 . 4 km（道路距離） 2 都市計画 市街化調整区域。都市計画法第 3 4 条 1 2 号区域。 3 用途地域 市街化調整区域（建ぺい率 6 0 %、容積率 2 0 0 %） 4 街路条件 西側幅員 1 . 8 4 m 行き止まり未舗装公道。対象地は道路後退済み（前面幅員約 2 . 9 m） 5 その他 (1) 公売財産の面積等は、公簿上のものである。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認したうえで入札すること。 (2) 蓮田市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負わない。 (3) 蓮田市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになる。 (4) 土壌汚染やアスベストに関する専門的な調査は行っていない。また、廃棄物等の埋設の有無について調査を行っていない。 (5) 上水道なし（前面に口径 2 5 mm の私設管あり）、下水道（農業集落排水）あり。 (6) 敷地内に未登記家屋及び残置物あり。			
その他事項	非課税財産		

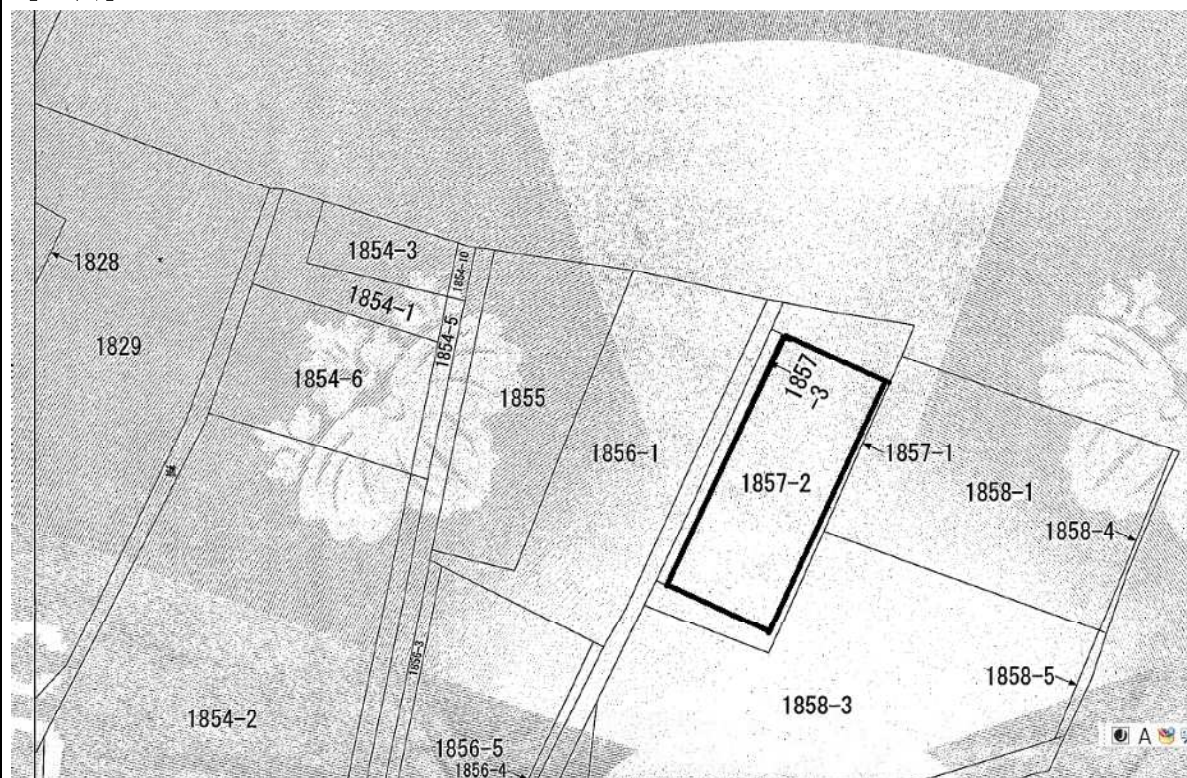
売却区分番号

東－２５

〔所在図〕



〔公図〕



[南側から撮影]



[北側から撮影]



入札される方へ

- 1 公売参加の手続等については、「公売参加の方法」を御覧ください。
- 2 公売財産の内容については、「公売財産明細書」を御覧ください。
- 3 入札当日には、次のものをお持ちください。

(1) **公売保証金**（現金又は各執行機関が認める小切手）

※使用できる小切手は執行機関（その財産を公売する市役所）ごとに異なりますので、その財産を公売する執行機関へ事前に御確認ください。

(2) **200円の収入印紙**（売却区分番号ごとに必要）

営利法人又は個人の不動産業者として参加する個人が、公売保証金の返還を受けるときに必要となります。

(3) **委任状**（代理人が入札する場合に必要）

委任の事実を確認する必要がある場合においては、本人に電話で確認する場合があります。御了承ください。

(4) **暴力団員等に該当しない旨の陳述書**

入札までに陳述書の提出が確認できない場合、入札をすることができません。陳述書の様式は、埼玉県のホームページにてダウンロードが可能です。参加者は、入札当日までに暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出しなければ入札することができません。陳述書は令和7年10月14日(火)(必着)までに執行機関あてに郵送で提出してください。提出にあたっては、事前に郵送する旨をご連絡ください。陳述書を受け付けた執行機関から受付票が送付されます。令和7年10月17日(金)までに受付票が届かない場合は、執行機関あてにお問い合わせください。

なお、令和7年10月14日(火)以降に陳述書を提出する場合は、入札日当日に受付で提出してください。

(5) **法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）（原本）**

入札者（買受申込者）又は自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）が法人の場合、発行後3か月以内の原本の提出が必要です。

(6) **宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証（写し）**

入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合、その許認可等を受けたことを証明する文書の写しの提出が必要です。

(7) 買受適格証明書（写し）

入札者（買受申込者）が農地又は採草放牧地の買い受けを希望する場合、その許可等を受けたことを証明する文書の写しの提出が必要です。提出がない場合、入札に参加できません。

4 公売を中止する場合がありますので、入札前に御確認ください。

お問い合わせは、その財産を公売する執行機関へお願いします。

（「お問い合わせ先」を御覧ください。）

公売参加の方法

1 入札

- (1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を現地で確認し、登記簿を閲覧するなどした上で入札してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書（公売会場で配付）により、売却区分番号ごとに入札してください。
- (3) 売却区分番号ごとの「課税財産」、「非課税財産」、「混在財産」の別については、「公売財産一覧表」に記載してあります。

（参考）「課税財産」とは、消費税法別表第一（第6条関係）に掲げる財産以外の財産をいい、「非課税財産」とは、消費税法別表第一（第6条関係）に掲げる財産をいいます。また、「混在財産」とは、「課税財産」と「非課税財産」の双方を含む財産をいいます。

- (4) 入札書を書き損じたときは、訂正や抹消をしないで新しい入札書を使用してください。

なお、入札書には、個人にあっては住民登録上の住所・氏名を、法人にあっては商業登記簿上の所在地・商号を記載してください。

- (5) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (6) 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状を、入札前に公売会場で提出してください。
- (7) 共同入札をする方は、入札書に共有者全員の住所・氏名を連署し、それぞれの持分を記載してください。
- (8) 同一人が、同一の売却区分番号について2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。
- (9) 次の要件に該当する方は、公売財産を買い受けることができません。

ア 買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等により買受人となることができない者

イ 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者

2 公売保証金の納付等

公売保証金を納付した後でなければ入札できません。現金又は執行機関が認める小切手で、公売会場で納付してください。

公売保証金は受付時間内に納付してください。受付時間経過後も納付はできますが、入札締切り時間までに納付手続きが完了しない場合は入札ができません。時間に余裕をもってご来場ください。

※使用できる小切手は執行機関ごとに異なりますので、その財産を公売する執行機関へ事前に御確認ください。

3 暴力団員等に該当しない旨の陳述書の提出

国税徴収法第99条の2に基づき、以下のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出しなければ入札できません。また、自己の計算において入札をさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。

参加者は、陳述書を令和7年10月14日（火）（必着）までに執行機関あてに郵送で提出してください。提出にあたっては、事前に郵送する旨をご連絡ください。陳述書を受け付けた執行機関から受付票が送付されます。令和7年10月17日（金）までに受付票が届かない場合は、執行機関あてお問い合わせください。

なお、10月14日以降に陳述書を提出する場合は、入札日当日に受付で提出してください。

- (1) 入札者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 自己の計算において入札をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。

なお、入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等（※入札する日において発行後3か月以内のもの）を提出する必要があります。

また、入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証（※有効期限内のもの）又は債権管理回収業の許可証等）の写しを併せて提出する必要があります。

また、入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が農地等の入札をしようとする場合には、その許可等を受けていることを証する書面（農業委員会等から交付を受けた買受適格証明書）の写しを併せて提出する必要があります。

4 開札の方法

開札は、入札者の立会いの上で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

5 最高価申込者の決定

公売財産の売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ最高額である入札者を最高価申込者として決定します。

6 次順位買受申込者の決定

- (1) 売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価申込者に次ぐ入札をした方から買受の申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者として決定します。

ただし、その入札価額は、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上でなければなりません。

なお、次順位買受申込者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

- (2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、原則として代金納付期限までは返還できません。

7 再度入札

再度入札は行いません。

8 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。

追加入札の入札価額がなお同額のときは、「くじ」により最高価申込者を決定します。

9 公売保証金の返還

- (1) 最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、入札終了の告知後に返還します。

ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

- (2) 公売保証金の返還を受ける者は、公売保証金返還請求書（公売会場で配付）に金額・住所・氏名を記入し、請求してください。

なお、公売保証金の返還を受ける者が、営利法人又は個人の不動産業者等である場合は、売却区分番号ごとに200円の収入印紙が必要です（公売会場では、収入印紙の販売はしていません）。

10 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、その財産の公売を担当する市役所において、最高価申込者に対して行います。

また、次順位買受申込者に対して行う場合の売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

なお、公売財産が消費税法上の「課税財産」、「非課税財産」、「混在財産」のいずれの場合も、入札書の「入札価額」欄に記載された金額で売却決定します。

※ 最高価申込者等について、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。売却決定の日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。

11 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額を、その財産の公売を担当する市役所で納付してください。

なお、次順位買受申込者が売却決定を受けた場合は、売却決定の日から起算して7日

を経過した日が納付期限となります。

具体的な手続等は、公売終了後に説明します。

12 権利移転に伴う費用

権利移転に伴う費用（所有権移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。

13 権利移転の手続

公売財産の所有権移転の登記手続は、買受人の請求により、その財産の公売を担当する市が行います。

買受人は、買受代金の納付後、所有権移転登記請求書に住民票等の必要書類を添えて提出してください。

14 最高価申込者等決定の取消し

次に該当する場合は、その最高価申込者等の決定は取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者等に移転しません。

- （１） 売却決定前に、公売財産に係る差押徴収金（市税）について完納の事実が証明されたとき（公売保証金は返還します。）
- （２） 最高価申込者等に国税徴収法第１０８条第２項の規定が適用された場合
- （３） 最高価申込者等に国税徴収法第１０８条第５項の規定が適用された場合

15 売却決定の取消し

次に該当する場合は、その売却決定は取り消されます。

- （１） 買受人が買受代金を納付する前に、公売財産に係る差押徴収金（市税）について完納の事実が証明されたとき（公売保証金は返還します。）
- （２） 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しなかったとき
- （３） 買受人に国税徴収法第１０８条第２項の規定が適用された場合

16 公売保証金の帰属等

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その買受人が納付した公売保証金は、その公売に係る市税に充当され、なお残余があるときは滞納者に交付します。

また、国税徴収法第１０８条第２項の規定が適用された者の納付した公売保証金は、その財産の公売を担当する市に帰属します。

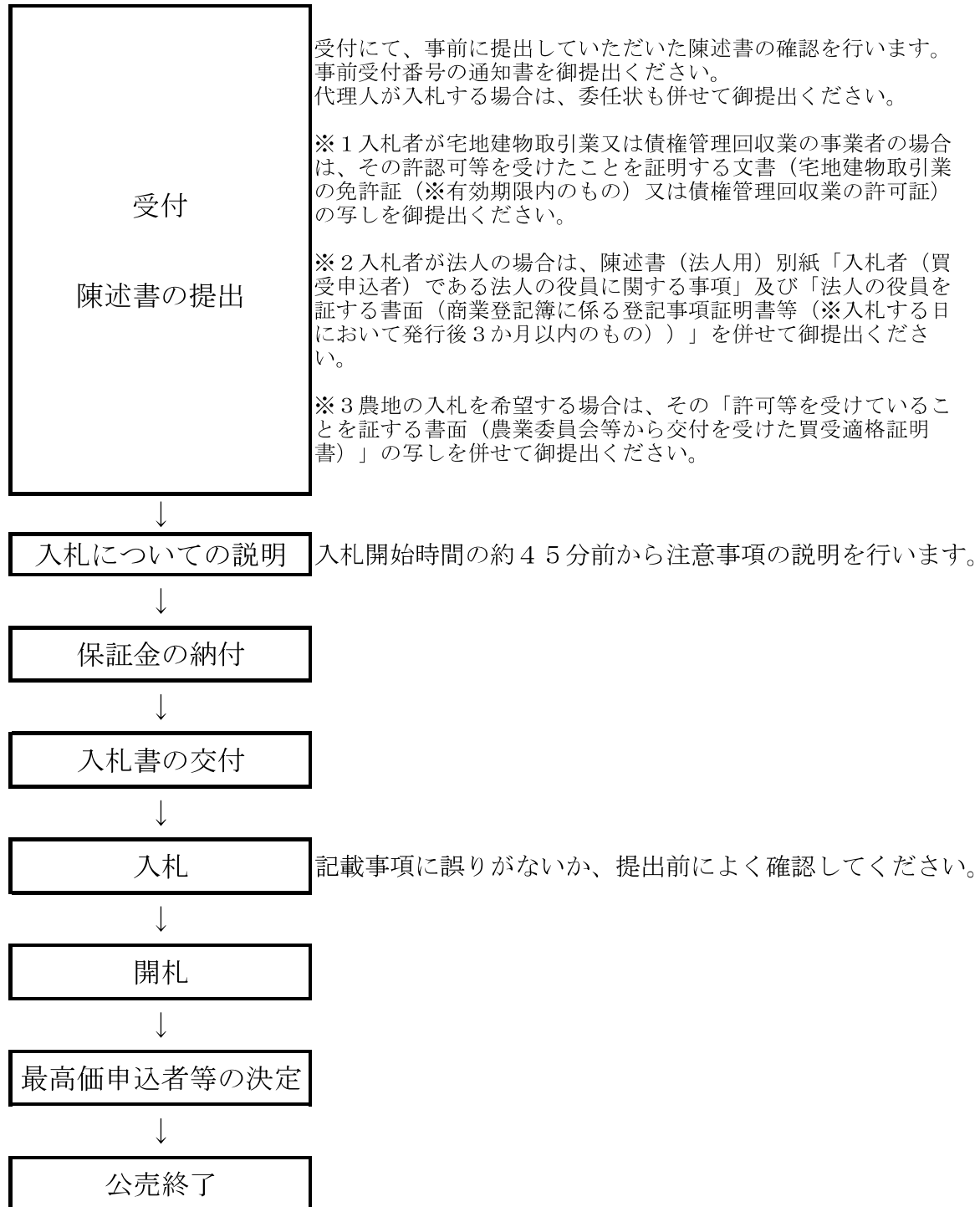
17 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に、滞納者等から不服申立等があった場合には、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買受人は、不服申立等による滞納処分続行の停止がされている間は、入札又は買受けを取り消すことができます。

18 権利移転の時期等

- (1) 買受人は、買受代金の全額を納付したときに、その時点の状況（現況有姿）で公売財産の権利を取得します。
- (2) 危険負担は、買受代金を納付した時点で買受人に移転します。したがって、その後が生じた財産の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。
- (3) 公売財産が農地である場合は、農地の譲渡については農業委員会等の許可等を要することとなっているため、買受人は農業委員会等あてに許可等の申請を行う必要があります。この申請には売却決定通知書を添付する必要があるため、受理後に交付された「許可書」等を速やかに農地の所在する市に提示してください。
また、権利移転及び危険負担の移転時期は、この許可等があった時となります。
なお、この許可等がされない場合には、譲渡の効力は生じません。
- (4) 公売の執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引き渡しなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。
- (5) 公売の執行機関は、公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- (6) 土地の境界については隣地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者と、それぞれ協議してください。
- (7) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。また、廃棄物等の埋設の有無についても調査は行っておりません。

公売日の入札手順



◎公売終了後、最高価申込者及び次順位買受申込者の方には、権利移転について御説明します。

◎公売終了後、最高価申込者及び次順位買受申込者以外の方には、公売保証金を返還します。

入札書（記載例）

入 札 書								
令和 7 年 1 0 月 2 1 日								
△ △ 市 長 様								
① 入 札 者	本	住所又は所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1					
	人	氏名又は名称	埼玉 太郎					
	代	住 所	※ 代理人が入札する場合は、 ここに代理人の住所・氏名 を記載してください。					
	理 人	氏 名						
※ 太枠内のみ記載してください。								
公売公告第○号に基づいて下記のとおり入札します。								
② 金額頭部に「¥」								
売却区分	財 産 の 名 称	数 量	入 札 価 額					
東-99	土 地（宅 地） 建 物（居 宅）	1	百	千	円			
			¥	9	0	0	0	0

※ 入札金額の頭部には、「¥」を付けてください。

注意事項

- 1 入札書は、売却区分ごとに別紙にしてください。
- 2 字体は鮮明にインク又はボールペンで書いてください。
- 3 数人が共同して入札する場合には、その旨を明記し、裏面の共同入札者持分内訳書に共同入札者各人の住所及び氏名を連署し、各人の持分を記載してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先だって代理権限を証する委任状を提出してください。
- 5 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 6 書き損じたときは、訂正をしないで新たな入札書用紙を請求して書き直してください。
- 7 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 8 公売財産が消費税法上の「課税財産」、「非課税財産」、「混在財産」のいずれの場合も、入札書の「入札価額」欄に記載された金額で売却決定します。

（参考）「課税財産」とは、消費税法別表第二（第6条関係）に掲げる財産以外の財産をいい、「非課税財産」とは、消費税法別表第二（第6条関係）に掲げる財産をいいます。また、「混在財産」とは、「課税財産」と「非課税財産」の双方を含む財産をいいます。

共同入札者持分内訳書

※持分を合計すると「1」になるように記載してください。

1	本 人	住所又は所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	持分 2 分の 1
		氏名又は名称 埼玉 太郎	
	代理人	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
2	本 人	住所又は所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	持分 2 分の 1
		氏名又は名称 埼玉 こばと	
	代理人	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
3	本 人	住所又は所在地	持分 分の
		氏名又は名称	
	代理人	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
4	本 人	住所又は所在地	持分 分の
		氏名又は名称	
	代理人	住所又は所在地	
		氏名又は名称	

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

氏 名

電 話

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

受 任 者

住 所

氏 名

電 話

委 任 事 項

令和7年10月21日の公売に関する

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 入札書の提出の権限
- 3 公売保証金の返還に係る受領の権限
- 4 上記1～3に附帯する一切の権限

(記載する上での注意事項)

- 1 委任者の氏名（法人名、代表者名）、住所（所在地）を記載する。
- 2 代理人の住所、氏名を記載する。
- 3 提出時には、代理人の本人確認を行いますので、運転免許証等を持参ください。
- 4 委任の事実を確認する必要がある場合においては、本人に電話で確認する場合があります。御了承ください。

陳 述 書（個人用）

〇〇〇長 宛て

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号	東 一	陳述書作成日	令和 年 月 日
入札者（買受申込者）	住 所	〒 一	
	(フリガナ)	電話番号 ()	
	氏 名		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日 性別 ☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

陳 述 書 (法人用)

〇〇〇長 宛て

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号		東 一	陳述書作成日	令和 年 月 日
入 札 者 (買 受 申 込 者)	法人所在地	〒 一		
	(フリガナ)	電話番号 ()		
	法人名称			
	代表者氏名			
	役 員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

【陳述書(法人用)別紙】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住 所	〒 —				
	(フリガナ)					
	氏 名					
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年	月	日	性別
□法人	法人所在地	〒 —				
	(フリガナ)					
	法人名称					
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり				

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

(別紙)

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

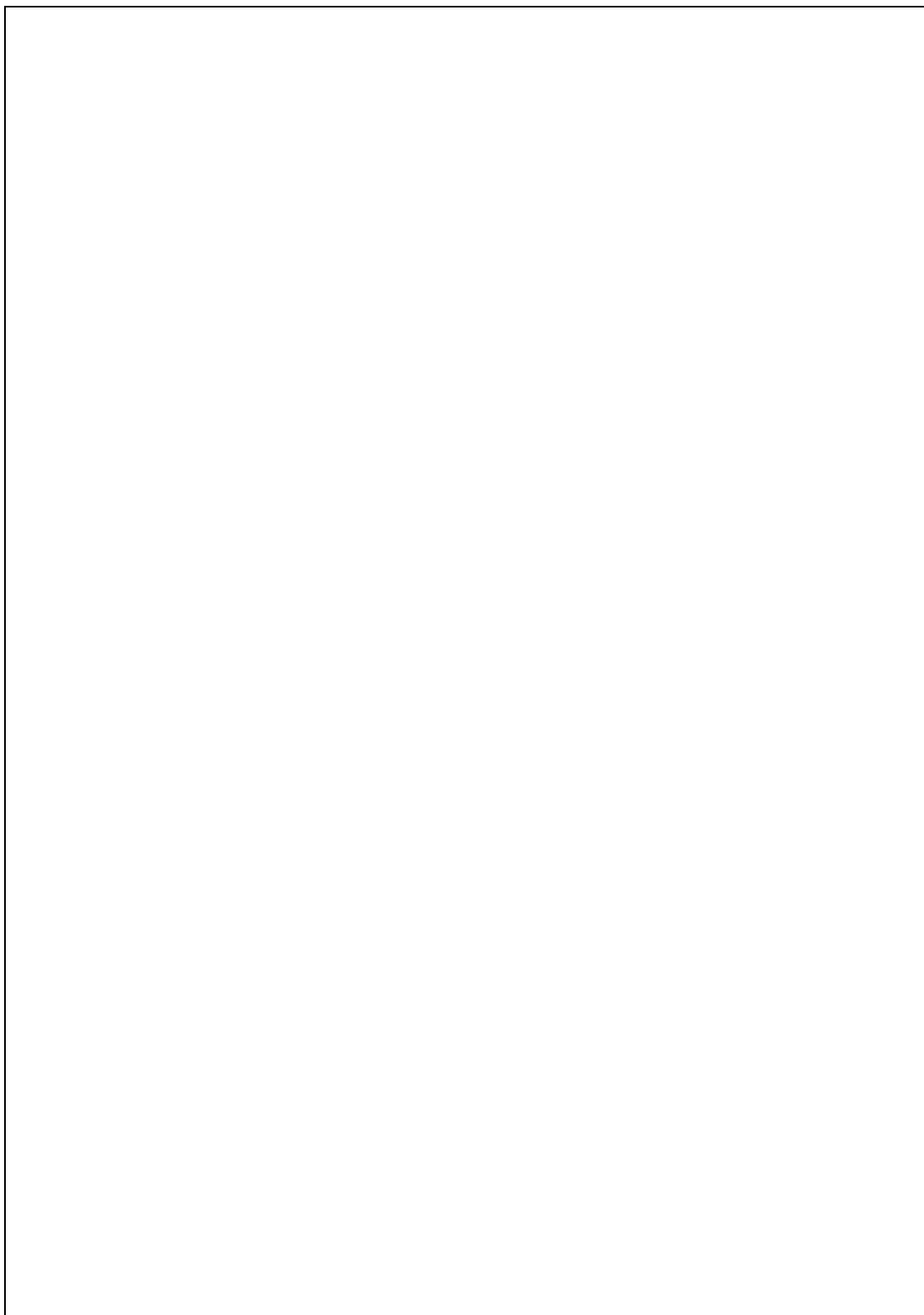
※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

<メモ>

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for taking notes. It occupies the central portion of the page below the header and above the footer.